

整備基準の解説



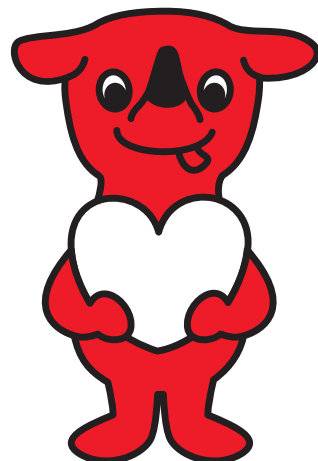
建築物

公共交通機関の施設

道路

公園等

共通事項



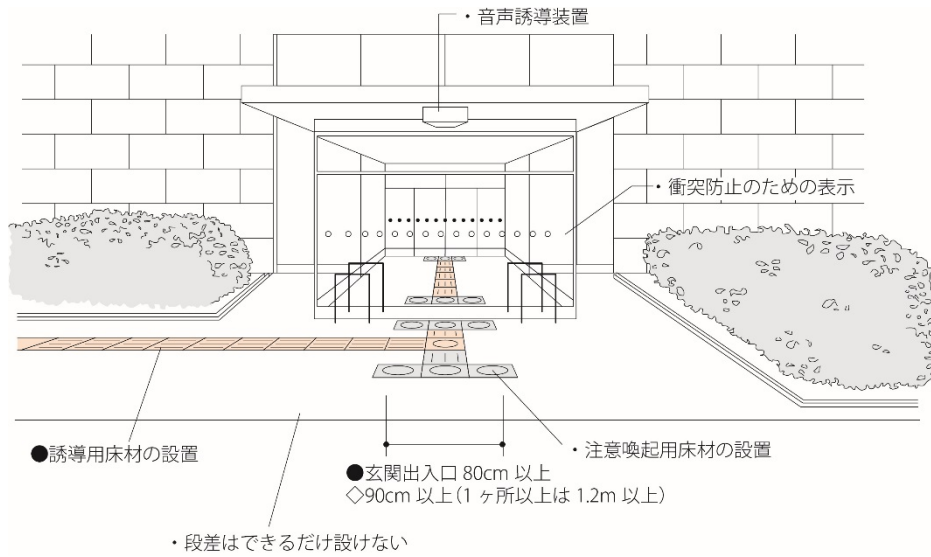
建築物

1 出入口

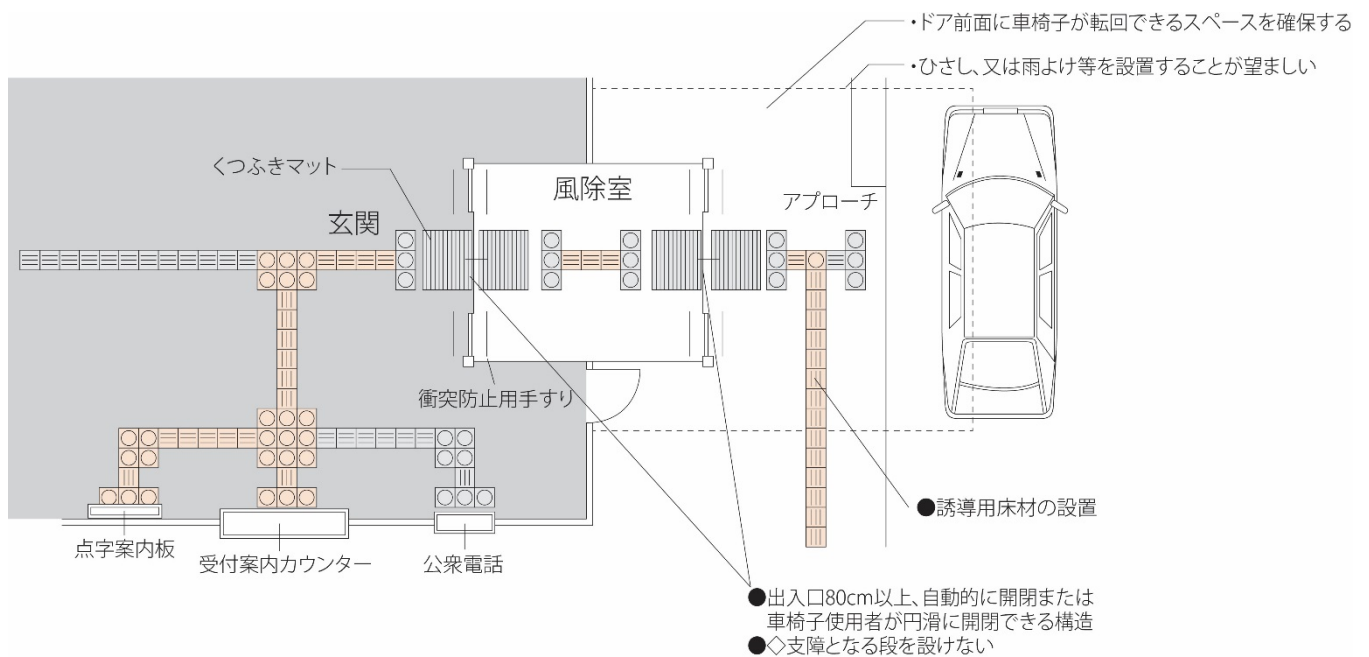
基本的考え方 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室の出入口の、それぞれ1以上について、車椅子使用者が通過できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者（公益的施設等を利用し、当該公益的施設等においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供する出入口（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）であって、直接地上へ通じる出入口、駐車場へ通じる出入口及び各室（床面積の合計が2,000㎡未満の建築物の直接地上へ通じる出入口がない階に設けられるものを除く。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利用者の用に供する出入口」とは、当該施設においてサービスの提供を受けたり、物品を購入したりする者が利用する出入口のことであり、従業員のみが使用する出入口については対象としていない。つまり、本整備基準は利用者の利用に供する部分に適用されるものである。（以下同じ。） ● 「駐車場へ通じる出入口」とは、例えば、百貨店等で地下や屋上に駐車場がある場合に、店舗部分から駐車場部分へ通じる出入口のことである。 ● 避難階が複数ある場合は、それぞれの階に出入口が必要である。 ● 各室の出入口の規定については、本基準において床面積2,000㎡以上の建築物にエレベーターの設置を求めていることから、床面積2,000㎡未満の場合の避難階以外の階の各室の出入口を適用除外としている。 ● 共同住宅又は寄宿舎において、共用のものに限定した規定としているのは、住宅内部については不特定多数の者が利用する施設ではなく自らの責任等で整備すべきものであり、規則で基準を定めることはなじまないことから除外しており、不特定かつ多数の者が利用する共用部分のみを対象としている。
<p>(1) 幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。⇒図1-1、図1-2、図1-4
<p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、回り扉等車椅子使用者が通過できない構造としないことを求めている。戸の形式としては引き戸形式のものが適しており、やむを得ず開き戸とする場合は、開き方向等に十分なスペースを設け、ドアチェック（ドアクローザー）については、閉鎖作動時間を十分に確保し、軽く緩やかに開閉する等の配慮をする。⇒図1-2、図1-4～7
<p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。⇒図1-3

外部出入口（玄関）の整備例 〔図 1-1〕

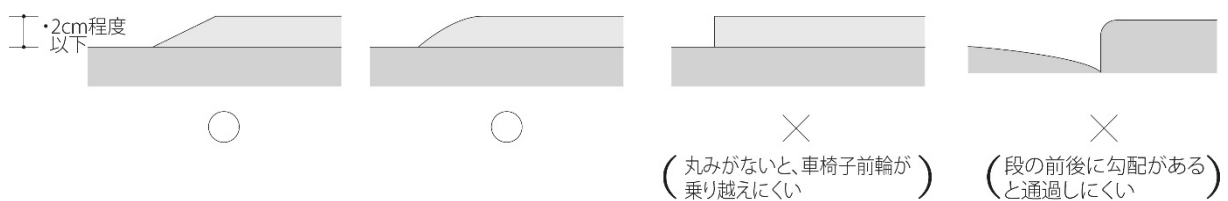


出入口の整備例 〔図 1-2〕



すりつけの例 〔図 1-3〕

車椅子使用者が通過する際に支障となる段の例



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

《設計上の配慮事項》

【外部出入口（玄関）】

- 玄関ドアの前面には、車椅子が回転できるスペース（幅 1.5m以上、奥行き 1.5m以上）を確保する。
- 雨天時における車椅子利用者等の利用を考慮して、屋根にはひさし等を設置することが望ましい。
- ⇒図 1-2
- 戸の全面がガラス等で透明な場合は、衝突による事故防止のために横断線やシール等を設置する。
- ⇒図 1-1
- 出入口廻りには、誘導鈴又は音声誘導装置を設けることが望ましい。⇒図 1-1
- 自動ドアの仕様
 - ・床面感知の場合、車椅子の先端部分のフットサポートと感知対象となるキャスター（前輪）との間の位置にずれがあるので、マットスイッチの長さは、ドアの前後 1m以上、幅員は 90cm 以上とする。
 - ・点感知の場合、押しボタンの取り付け位置は、車椅子利用者・松葉杖利用者等の歩行困難者が押しやすいように、床上 60cm～1.2mの高さで、ドアの前面 70cm～1mの両側に設置する。
 - ・非常時対応手動扉を設けることが望ましい。
 - ・扉ガラス衝突防止やドアに挟まれることを防止するために、ドア枠の左右かつ適切な高さ（床面から 20～70cm の範囲）に安全センサーを設置することが望ましい。
- 玄関付近には、建物概要等を示す案内板、触知板等を誰もが分かりやすい位置に設置する。

【各部屋の出入口】

<戸の形式>

- 開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。自動式開き戸は、突然開いた戸に衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。⇒図 1-4

◆引き戸⇒図 1-5

- 引き戸は、原則として室内側に取り付ける。
- 引き戸の形式は、軽快に開閉できるものとする。
- 段差のある敷居や溝などは、できるだけ設けない。また、上吊式が望ましい。

◆開き戸⇒図 1-6

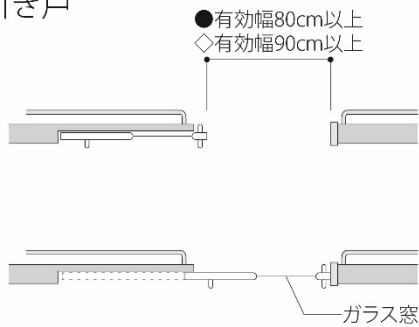
- 廊下等の出入口の開き戸は、原則として内開き（室内側への開き）とする。やむを得ず外開き（廊下側への開き）とする場合は、アルコーブの設置等により衝突を避ける構造とする。
- 開き方向等に車椅子利用者のための空間を 45cm 程度以上確保する。
- ドアチェック（ドアクローザー）を設置する場合は、開閉速度が調節できるものが望ましい。

<設備・備品等>

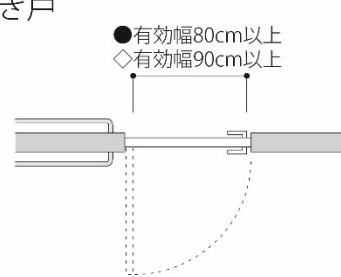
- 取っ手は、引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式、パニックバー形式のものとし、握り玉タイプのもの、掘り込み引手形式のものは使いにくいいため使用しない。
⇒図 1-7
- 取っ手の取り付け位置は、床面から 85cm～90cm の高さで一定のレベルに設置する。
- 車椅子利用者の利用の多い施設等では、床上 35cm 程度の高さまでキックプレート（車椅子あたり）を設置するとドアや壁を傷つけないようにすることができる。⇒図 1-8
- 戸にガラス窓等（割れにくい材質のもの）を入れると聴覚障害者、車椅子利用者等に戸の反対側にいる人やもの等の存在が分かり、戸の開閉を安全に行うことができる。（車椅子利用者にとっては床上 60cm 程度の位置を下端とすることが望ましい）⇒図 1-8
- 戸の前後には、必要に応じて注意喚起用床材を敷設し、または色やデザイン等床材の材質を変化させる。
- 注意喚起用床材は、扉又はマット直前まで連続させて設置する。⇒図 1-2
- 戸と床面の隙間は最小限に抑えた構造とし、取手側は閉鎖時の衝撃を緩和する材を使用する等の安全対策をすることが望ましい。

各部屋の出入口の形式 [図 1-4]

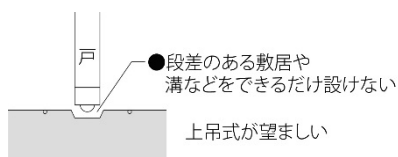
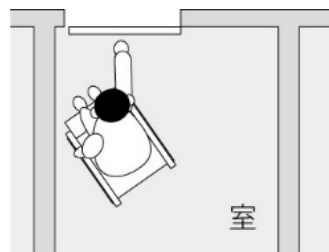
引き戸



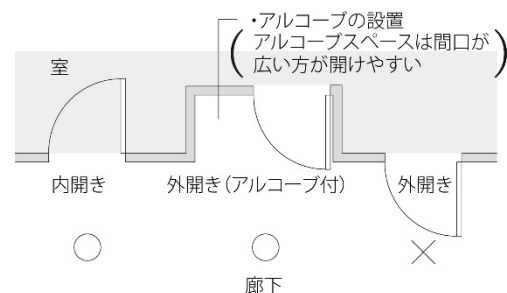
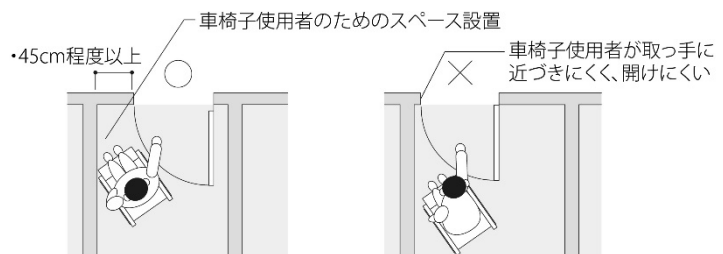
開き戸



引き戸の形式 [図 1-5]

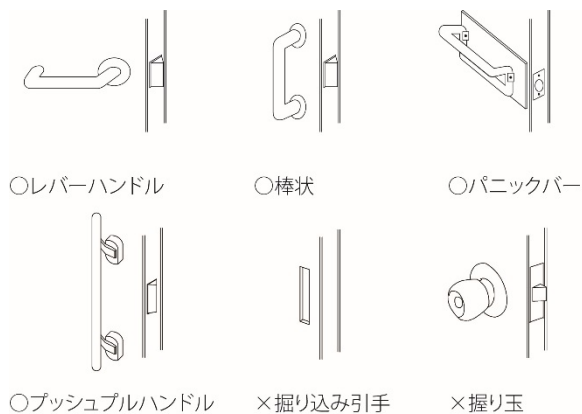


開き戸の形式 [図 1-6]



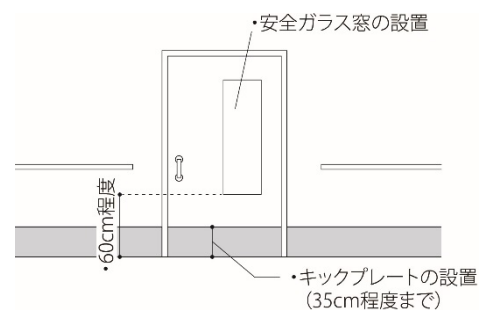
取っ手の形式 [図 1-7]

(使い易い形状の例)



・取っ手は握りやすい形状のものを使用する

キックプレート (車椅子あたり) 安全ガラス窓の例 [図 1-8]



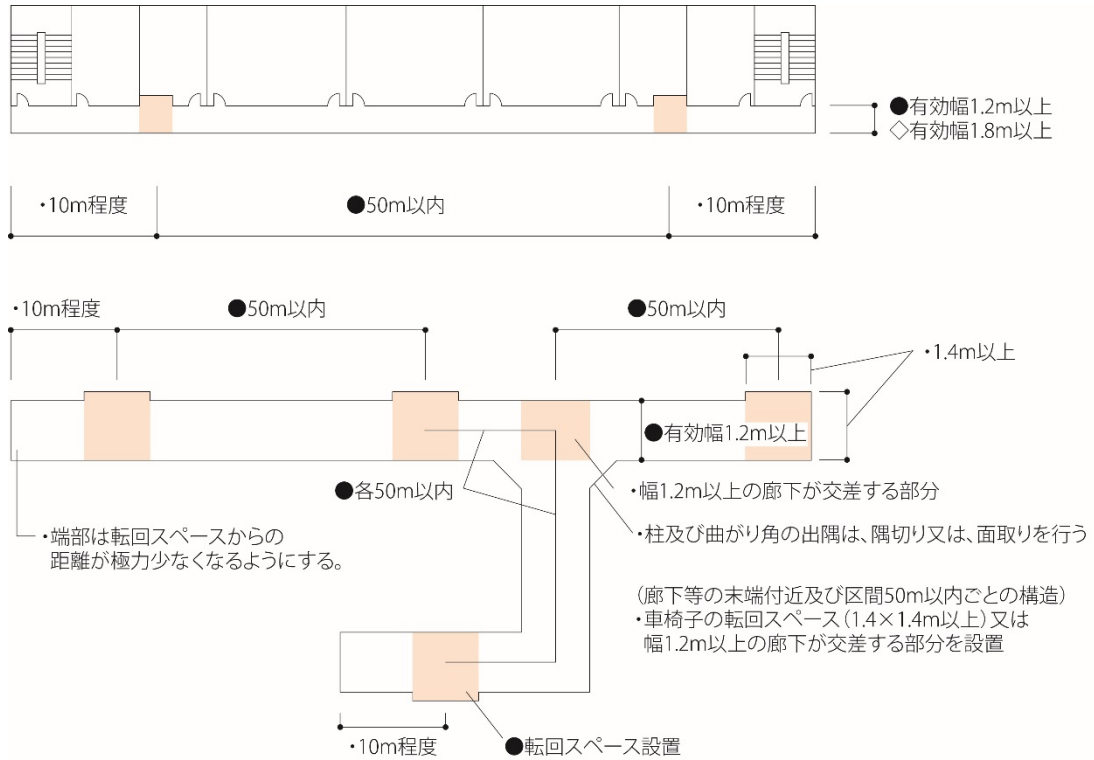
建築物

2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）

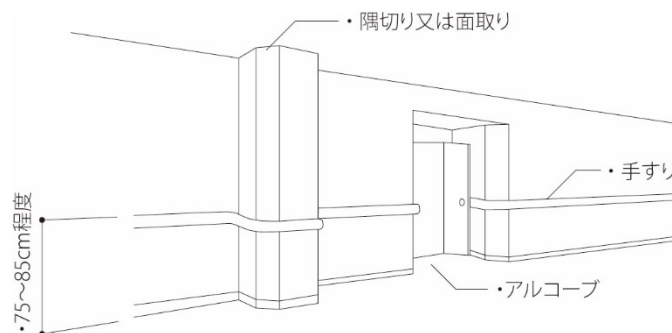
基本的考え方 利用者の用に供する廊下等の共通の基準として、床は滑りにくい仕上げとし、段を設ける場合にはつまずきにくい構造とするとともに、1以上の経路については、車椅子使用者等が通行可能な構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者の用に供する廊下等（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<p>● 濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。</p>
<p>(2) 段を設ける場合は、当該段は3「階段」に定める構造とすること。</p>	<p>● 3「階段」参照</p>
<p>(3) 直接地上へ通じる1「出入口」に定める構造の各出入口又は駐車場へ通じる1「出入口」に定める構造の各出入口から1「出入口」に定める構造の各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路（4「エレベーター」に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 幅は、内法（のり）を1.2m以上とすること。</p>	<p>● 内法の幅1.2mとは有効幅1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法、また、松葉杖使用者等が円滑に通過できる寸法でもある。⇒図2-1</p>
<p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車椅子が転回できる構造の部分の部分を設けること。</p>	<p>● 「車椅子の転回に支障のないもの」あるいは「車椅子が転回できる構造の部分」とは、1.4m角以上のスペースやT字形の交差点等である。廊下の幅が1.4m以上ある場合は、転回スペースがあるものとみなす。⇒図2-1</p>
<p>ウ 高低差がある場合は、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号又は第2号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p>	
<p>エ 1「出入口」に定める構造の出入口、12「改札口及びレジ通路」に定める構造の改札口及びレジ通路並びに4「エレベーター」に定める構造のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p>	

車椅子転回スペースの設置例 [図 2-1]



廊下の整備例 [図 2-2]

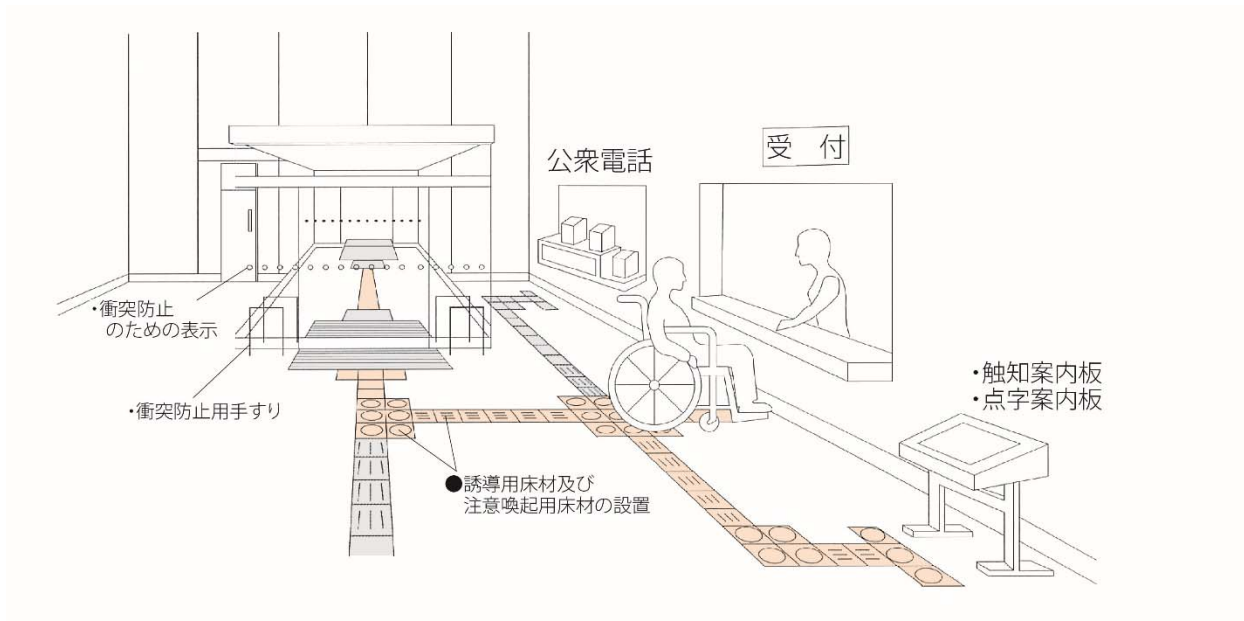


●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

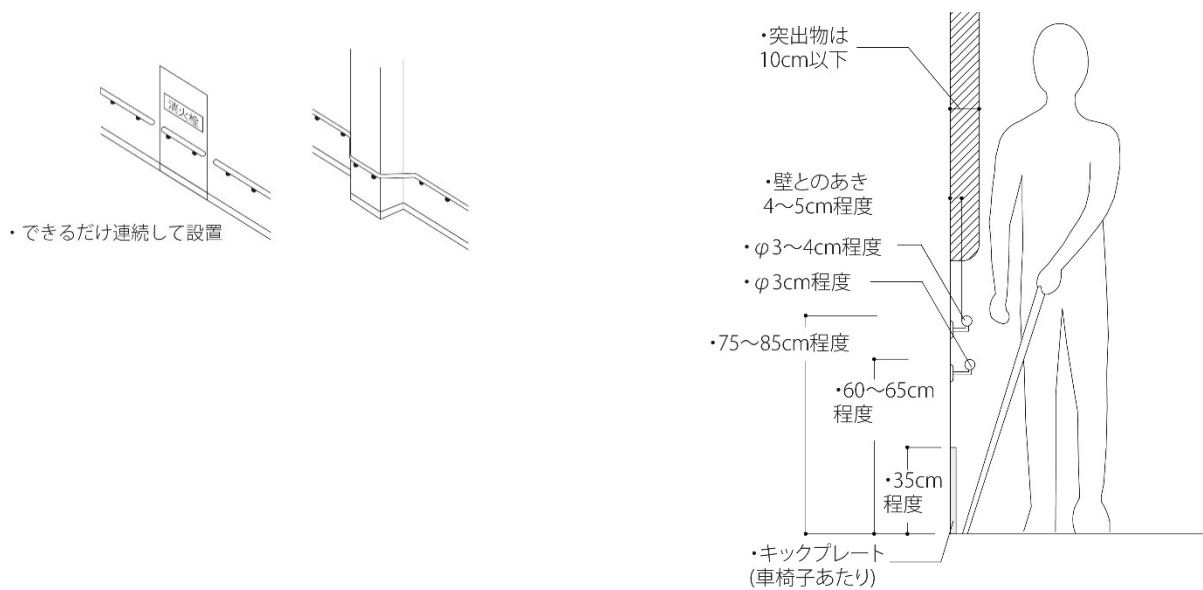
建築物

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>(4) 1 「出入口」に定める直接地上へ通じる出入口のうち、1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合はこの限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「受付等」とは、利用者である視覚障害者に対して情報提供を行う場所のことであり、当該場所までの誘導は必要である。受付、サービスカウンター、レジ、事務室等における対応が考えられる。 ● 「受付等」には、触知板による案内板等も含まれる。 ● 「音声により視覚障害者を誘導する装置」とは、誘導チャイムや音声誘導装置等をいう。 ● 「直接地上へ通じる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合」とは、以下のような場合が考えられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① ホテル等で入口に常時勤務している従業員等により誘導が可能な場合 ② 百貨店等で受付が入口の正面にある場合 ③ 自動車車庫等で運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行することが想定される場合 ④ 物販店舗等で適切な位置に設置されたインターホン等により常時勤務している店員等がすみやかに応対し、誘導できる場合
<p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な水勾配（1/50以下）には傾斜路及びその踊場の構造に関する整備基準を適用しないことができるが、利用者の通行に支障がある場合又は転倒や転落のおそれがあるなど安全上の配慮が必要である場合は、各状況に応じて整備基準を適用する。
<p>ア 幅は、内法（のり）を1.2m（段を併設する場合は、90cm）以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法の幅1.2mとは有効幅1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法であり、段を併設する場合は、歩行者は併設された段を通行できることを想定し、車椅子使用者が通行できる90cmとしている。⇒図2-6
<p>イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1）を超えないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている12分の1を基本勾配としている。⇒図2-7 ● 高低差が小さい場合には、建築基準法施行令第26条で規定されている最大勾配8分の1としている。
<p>ウ 高さが75cmを超える傾斜路には、高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路の長さが長くなる場合（例 勾配12分の1で9mを超える場合）は、傾斜路の途中で昇降中の車椅子使用者が休憩したり昇り時に加速したり下降時に減速する必要があるため、一定の間隔で平坦な部分を設けることとしている。⇒図2-7
<p>エ 傾斜路には、手すりを設けること。</p>	
<p>オ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 傾斜路は車椅子がスリップしないように、滑りにくい材料で仕上げる。特に濡れるおそれのある部分は、ノンスリップ加工を施す等、床仕上げに配慮する。
<p>カ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>	
<p>キ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（黄色の床材その他周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>	

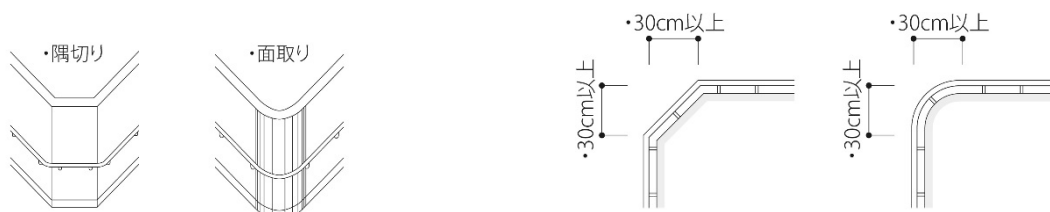
玄関ホールの整備例 [図 2-3]



手すりの設置例 [図 2-4]



廊下のコーナーの整備例 [図 2-5]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

《設計上の配慮事項》

【廊下】

<設備・備品等>

- 廊下には、できるだけ両側に連続して手すりを設置することが望ましい。
- 手すりは、必要に応じて2段とする。1段の場合は床上75～85cmの高さとし、2段の場合は床上60cm～65cmの高さのものを追加して設置することが望ましい。⇒図2-4
- 手すりの断面の形状は、円形など握りやすいことを第一条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とし、壁との間隔は4～5cm程度とすることが望ましい。⇒図2-4
- 廊下の角や交差部分は、衝突の危険防止を図るため、できるだけ大きな隅切り又は面取りを施して見通しを良くする。⇒図2-1、図2-2、図2-5
- 原則として、突出物を設けない。やむを得ず高さ65cm以上の部分に設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう、突き出し部分を10cm以下とすることが望ましい。⇒図2-4
- 適切な位置に設置されたインターホーン等とは、風雨を遮ることができる屋内等に設置する。

<仕 上>

- 転倒の際に衝撃の少ない材料とすることが望ましい。

【傾斜路】

- 【廊下】の項を準用する。

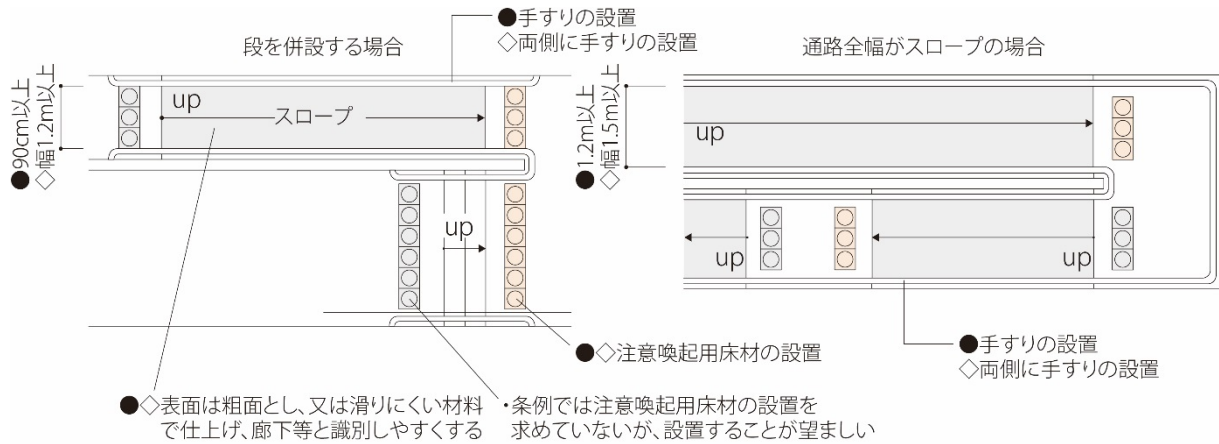
<寸 法>

- 傾斜路の始点・終点・曲がりの部分・折り返しの部分・他の通路との交差部分には、1.5m以上の水平部分を設ける。⇒図2-7

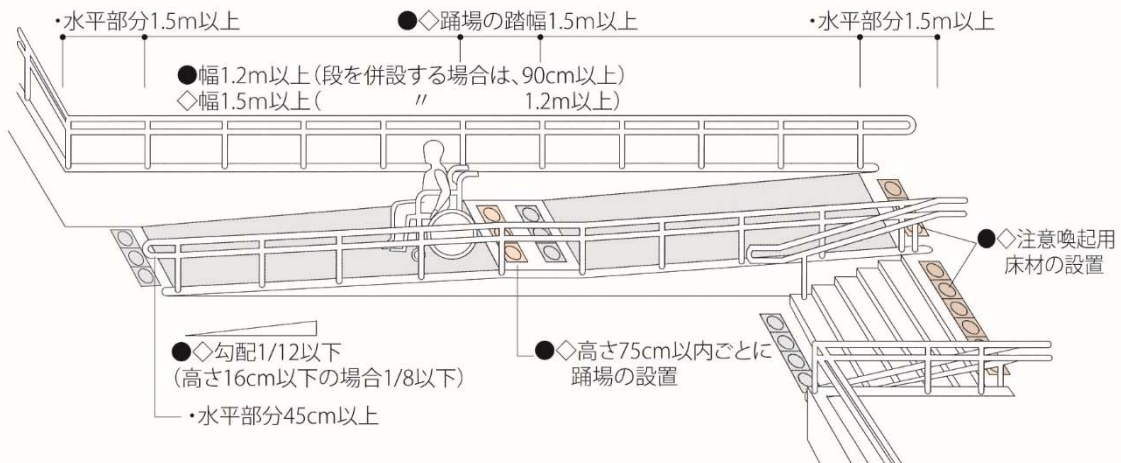
<設備・備品等>

- 傾斜路の手すりには、始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、始点（終点）に水平部分をとって点字プレートを設ける。点字が読めない方でも理解できるように文字と併記することが望ましい。また始点（終点）はバランスをくずしやすいため、水平部分は45cm以上とり、端部は曲げて処理すること。⇒図2-9
- 傾斜路から車椅子が脱輪したり松葉杖等が落ちないように、傾斜路の両側に高さ5cm以上の立ち上がり、又は側壁を設ける。⇒図2-8

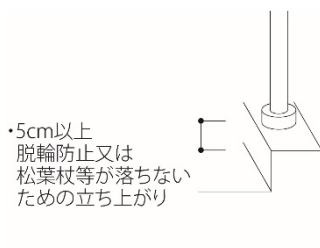
傾斜路の幅員 [図 2-6]



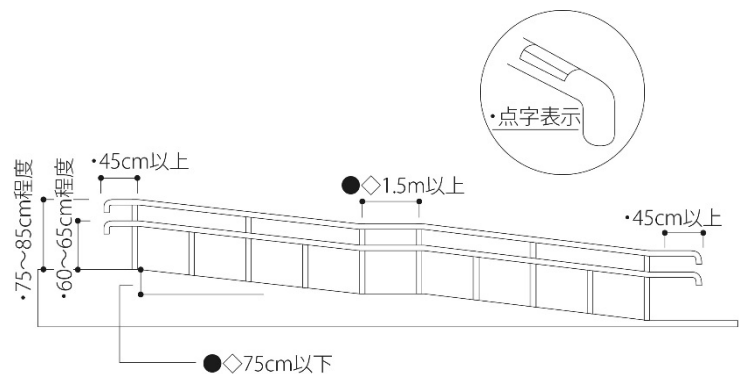
傾斜路の幅員 [図 2-7]



縁部の立ち上がり例 [図 2-8]



傾斜路の手すり例 [図 2-9]



●条令による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

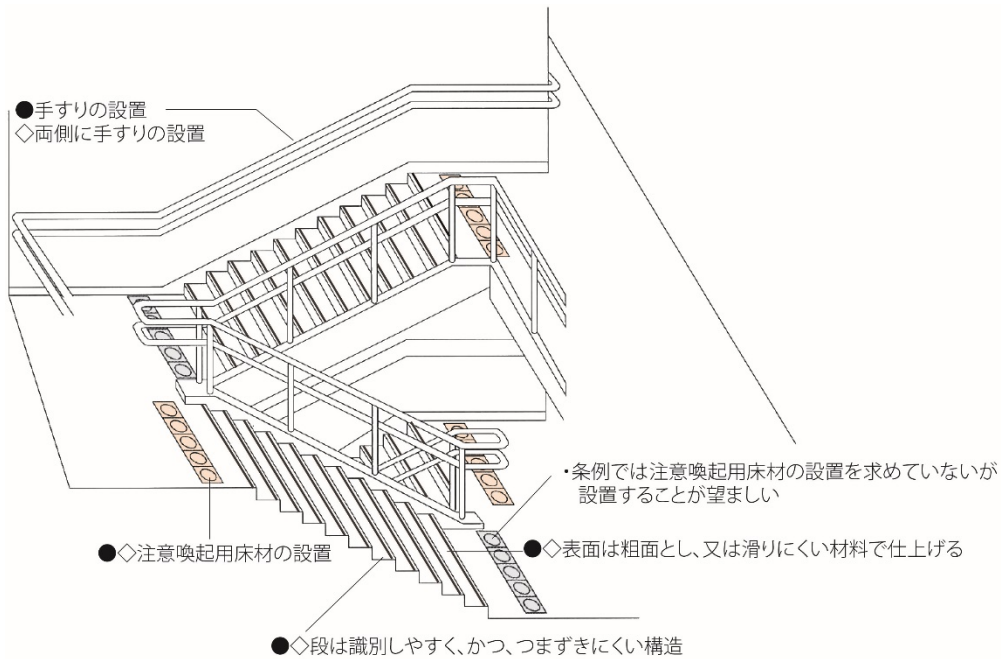
建築物

3 階段（その踊場を含む。）

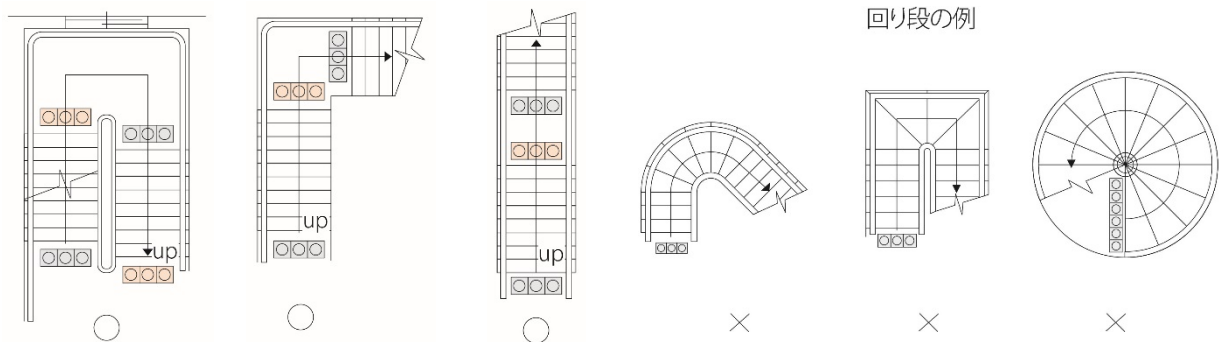
基本的考え方 利用者の用に供する階段は、識別しやすくつまずきにくくする等、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階（以下「特定階」という。）に通じる階段（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること（学校、共同住宅、寄宿舎、事務所及び工場の場合は主たる階段とする。）。</p>	
(1) 手すりを設けること。	
(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「主たる階段」とは、利用者の用に供する階段のうち、建築物内を移動する場合に主に利用されるものをいう。 ● 「回り段」とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏幅がひとつの踏面で違うものをいう。回り段を設けないとしているのは、高齢者、障害者等がバランスをくずしやすいこと及び視覚障害者等が方向を見失う場合があるため等である。⇒図 3-2
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。
(4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 下りには、段を識別しやすくするために段鼻のノンスリップを識別しやすいものを使用することが有効な方法である。 ● 「つまずきにくい構造」とは、段鼻が突出しない、蹴込み板を適切に設けること、極端に急勾配としないもの等をいう。
(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（共同住宅、寄宿舎、事務所、工場及び自動車車庫の場合は除く。）。	

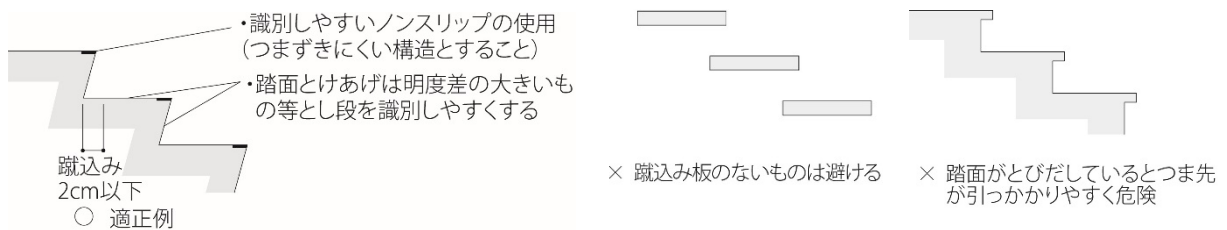
階段の整備例 [図 3-1]



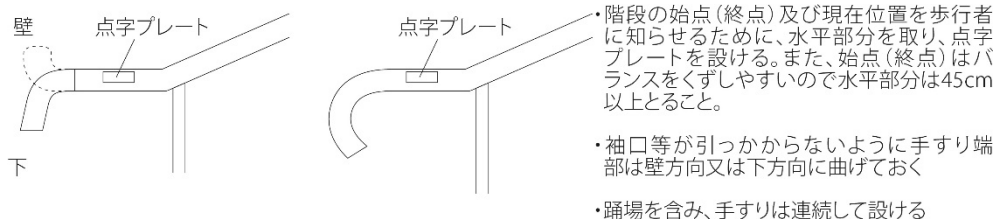
階段の形式 [図 3-2]



蹴上げ、踏面の形状 (つまずきにくい構造の例) [図 3-3]



手すりの形状 [図 3-4]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

《設計上の配慮事項》

<寸 法>

- 段の寸法は、けあげ 16cm 以下、踏面 30cm 以上、蹴込み 2cm 以下が望ましい。⇒図 3-5

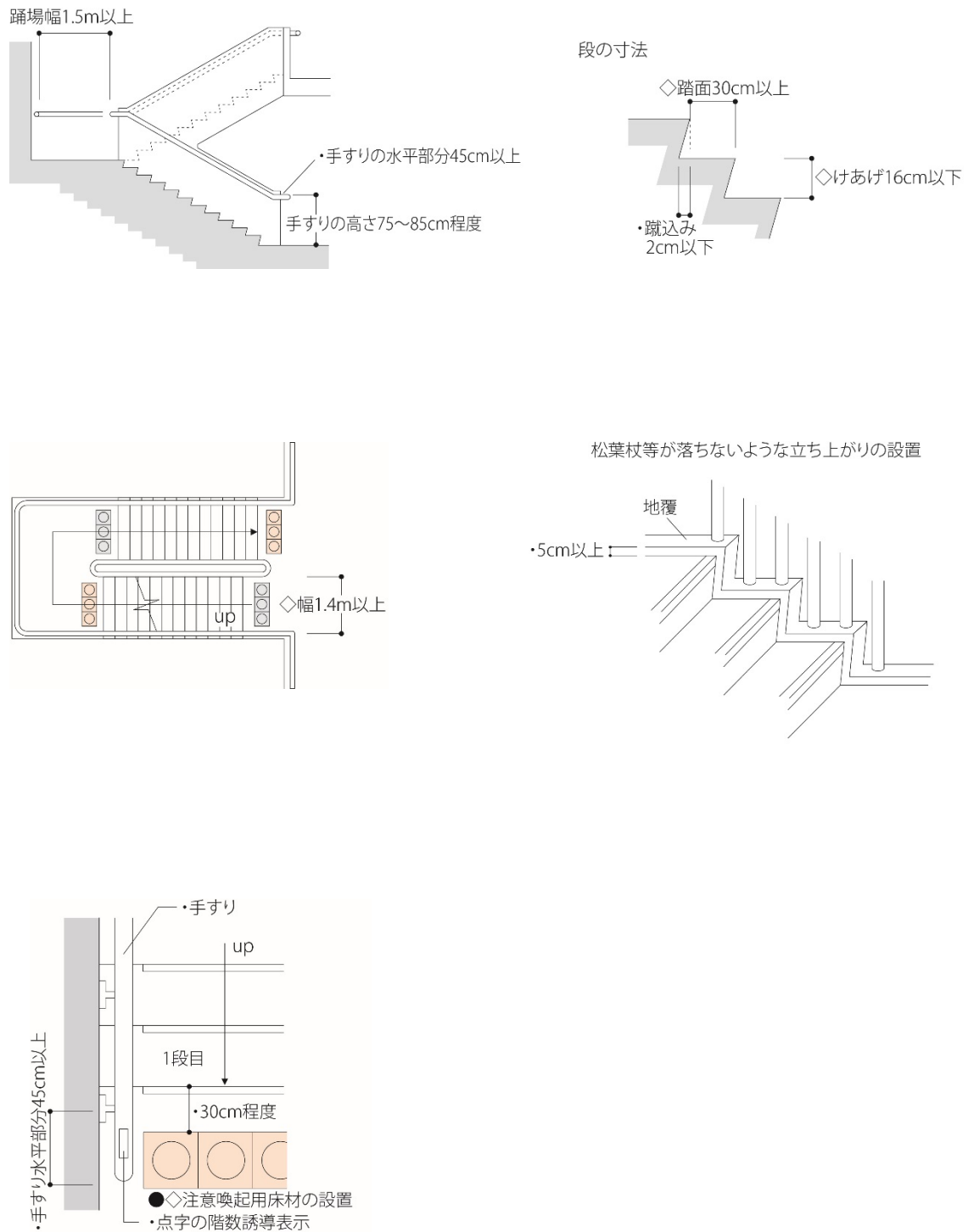
<設備・備品等>

- 階段の手すりには、始点（終点）及び現在位置を歩行者に知らせるために、始点（終点）に水平部分を取り階数等を表示した点字プレートを設ける。点字が読めない方でも理解できるように文字と併記することが望ましい。また始点（終点）はバランスをくずしやすいので、水平部分は 45cm 以上とることとし、廊下の手すりと連続させる。⇒図 3-4
- 袖口が引っかからないように、手すりの端部は壁方向又は下方向に曲げる。⇒図 3-4
- 階段の側面が壁に接していない場合は、松葉杖等が落ちないように高さ 5cm 以上の立ち上がりを設ける。⇒図 3-5
- 階段の上端のみならず、下端にも注意喚起用床材を敷設する。⇒図 3-1
- 段上端部に敷設する注意喚起等用床材（点状ブロック等）は、視覚障害者に段の存在を予告するためのものであり、敷設位置としては、段鼻の直前であると踏み外す危険があるため、階段手前 30cm 程度の余幅を確保する。⇒図 3-5
- 手すり子は、間から物などが落下しないよう間隔に十分配慮することが望ましい。

<仕 上>

- 段鼻にすべり止めを設けることが有効であるが、すべり止めは金属製のものはつえ等が滑るので避け、踏面及び蹴込み板の面と揃えてつまずきにくい構造とすることが望ましい。⇒図 3-3
- 屋外階段は、排水について十分に配慮する。

望ましい階段の寸法 [図 3-5]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

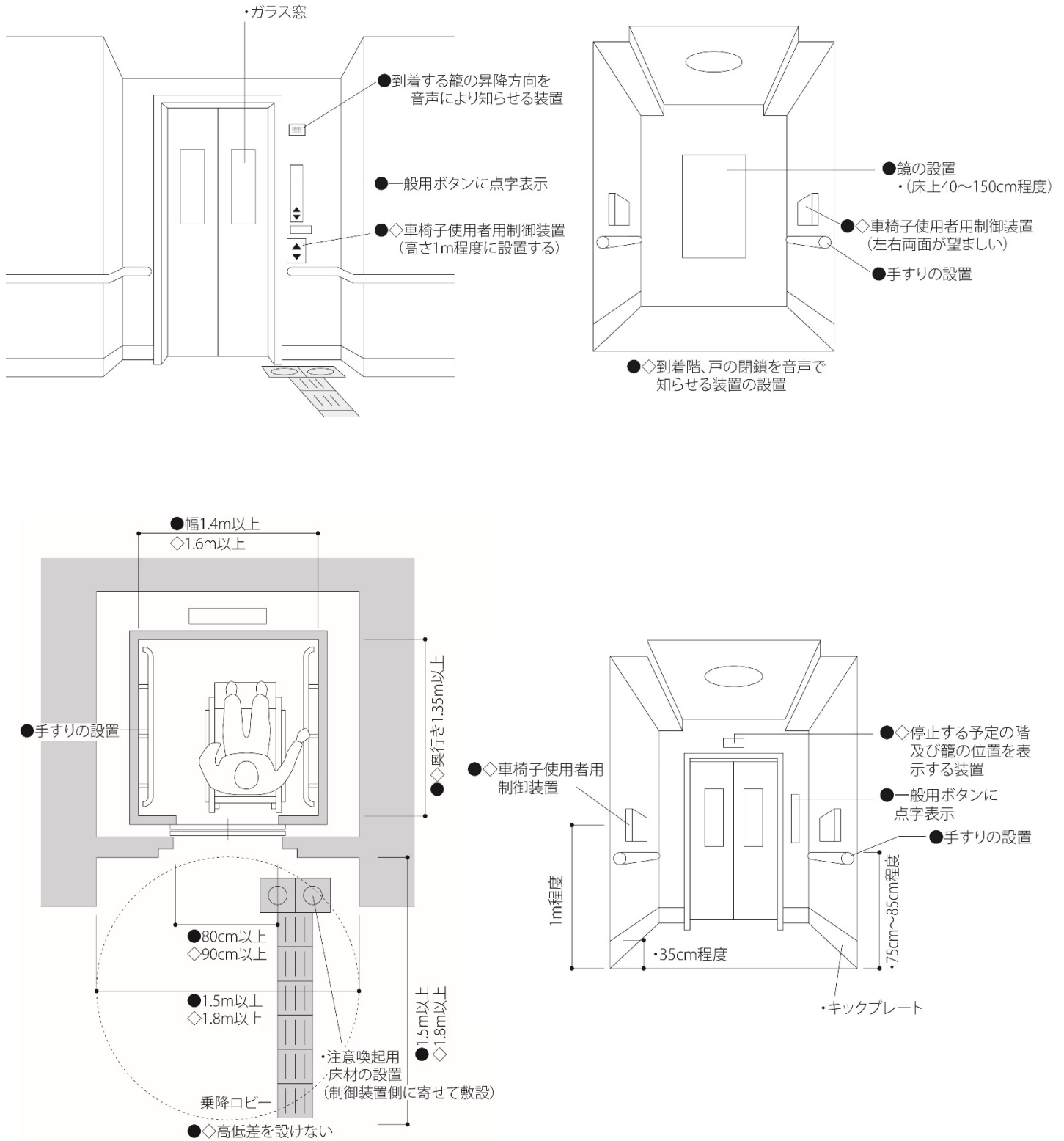
4 エレベーター

基本的考え方 床面積 2,000 m²以上で 2 階建て以上の建築物には、車椅子使用者や視覚障害者等に対応したエレベーターを 1 基以上設ける。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>特定階を有する公益的施設等（共同住宅、寄宿舎及び学校を除く。）で、床面積の合計が 2,000 m²以上のものには、籠が特定階及び直接地上へ通じる出入口がある階に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、特定階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「床面積の合計が 2,000 m²以上のもの」としているのは、エレベーターの設置に一定の床面積を要すること、費用が多額となることから、設計の自由度が大きく、多数の者が利用する可能性の高い建築物に限定したものである。 ● 「当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合」とは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 2 階で行っている窓口業務等を適宜 1 階で行える体制を整えている場合 ② 車椅子用階段昇降機、エスカレーター等により、車椅子使用者等が 2 階に上がることができる場合等である。
(1) 籠の幅は、内法（のり）を 1.4m 以上とすること。	
(2) 籠の奥行きは、内法（のり）を 1.35m 以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の奥行き（内法）1.35m は、11 人乗りの籠の奥行きの有効寸法であり、電動車椅子が収まる大きさである。⇒図 4-1
(3) 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。	
(4) 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
(5) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	
(6) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を 80cm 以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法の幅 80cm とは、有効幅 80cm のことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。⇒図 4-1
(7) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1 以上には、インターホーン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。以下同じ。）を設けること。	
(8) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(7)に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者用の制御装置に視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車椅子使用者には介助者がつくことが想定されるためである。
(9) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	

4 エレベーター

エレベーターの形式 [図 4-1]



● 条例による整備基準 ◇ バリアフリー法による整備基準 ・ 標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

■ 整備基準	■ 基準の解説
(10) 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	● 鏡を設置するのは、後ろ向きのまま出入口や人物及びドアの開閉状態を確認することができるようにするためである。⇒図 4-1
(11) 籠の出入口に、利用者を感知し、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。	● 出入口の戸の開閉を自動的に静止できる装置には、光電式、静電式、超音波式等がある。⇒図 4-2
(12) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。	● 乗降ロビーの幅及び奥行きを1.5m以上とするのは、車椅子使用者が余裕をもって回転できるようにするためである。⇒図 4-1 ● 床は水平とし、濡れても滑りにくい材料を用いる。 ● エレベーター付近に下りの階段もしくは段、下りのスロープを設ける場合は、車椅子使用者等の転落防止柵を講じるなど、その配置に十分注意する。
(13) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	

《設計上の配慮事項》

<設備・備品等>

- 乗降ロビー及び乗り場ボタン等には、車椅子使用者等が利用しやすいエレベーターであることを標示したマークを設置する。
- エレベーターが複数ある場所においては、高齢者、障害者、乳幼児を連れたものなどが混雑時においても円滑にエレベーターを利用できるよう、整備基準に適合したエレベーター付近にはそれらの人が優先である旨の標示をすることが望ましい。
- 利用者の乗降を確認するための光電式装置は、床面から20cmと60cm程度の高さの2か所に設置する(この2か所は車椅子のフットサポート部分の高さと身体の一部の高さである。)。⇒図 4-2
- 出口が2方向あるエレベーターの籠内には、扉の開く方向、階数等を案内する音声案内装置を設けることが望ましい。
- 制御装置には、扉の開放時間を延長する機能を設けることが望ましい。
- 制御装置のボタンは、タッチボタン式は視覚障害者が利用しにくいので、押しボタン式のものを使用する。⇒図 4-4
- 制御装置に点字表示を設ける際は、立位で使用する制御装置に設けることを基本とする。ただし、視覚障害者が車椅子使用者対応の制御装置を押す場合に備えて、車椅子使用者対応の制御装置にも点字をつけることが望ましい。
- 点字表示は、制御装置のボタンの左側に設けることが望ましい。⇒図 4-4
- エレベーターの扉は、周囲の壁と異なる色とする等、その位置が視認しやすいようにすることが望ましい。
- エレベーターの扉には、聴覚障害者のために、また、防犯対策上も内部の様子がわかるようにガラス窓を設置することが望ましい。⇒図 4-1
- 乗降ロビーの注意喚起用床材は、制御装置の側に寄せて敷設することが望ましい。⇒図 4-1

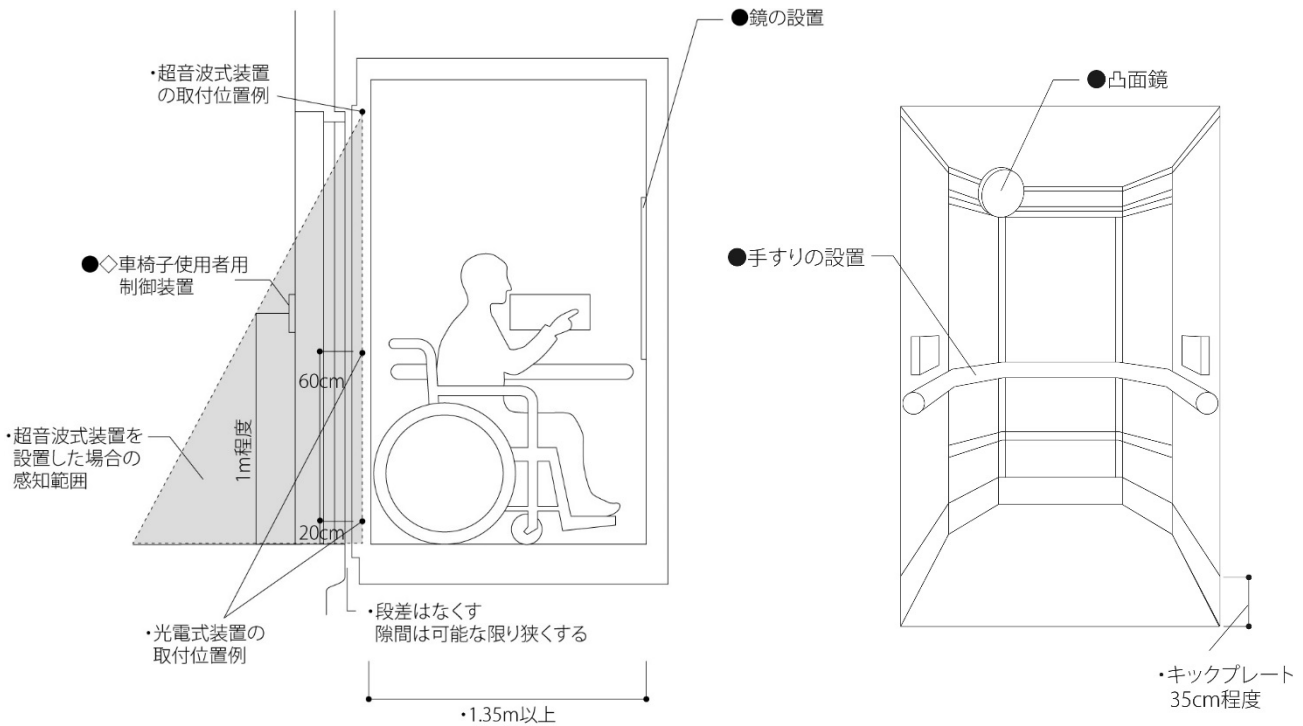
<乗降ロビーの位置>

- エレベーターは、出入口に近く分かりやすい位置に設置する。

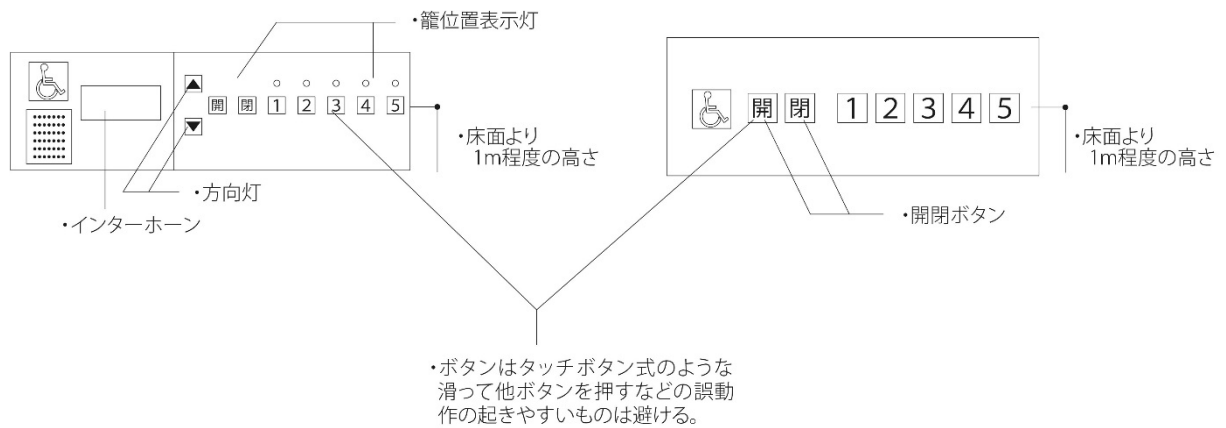
4 エレベーター

エレベーターの籠の整備例 [図 4-2]

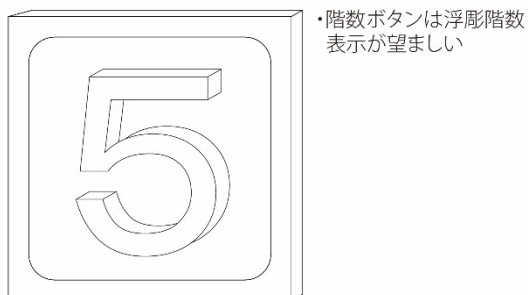
展望用エレベーター等の例 [図 4-3]



車椅子使用者等が利用しやすい操作盤の例 [図 4-4]



○ 浮き文字ボタン



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

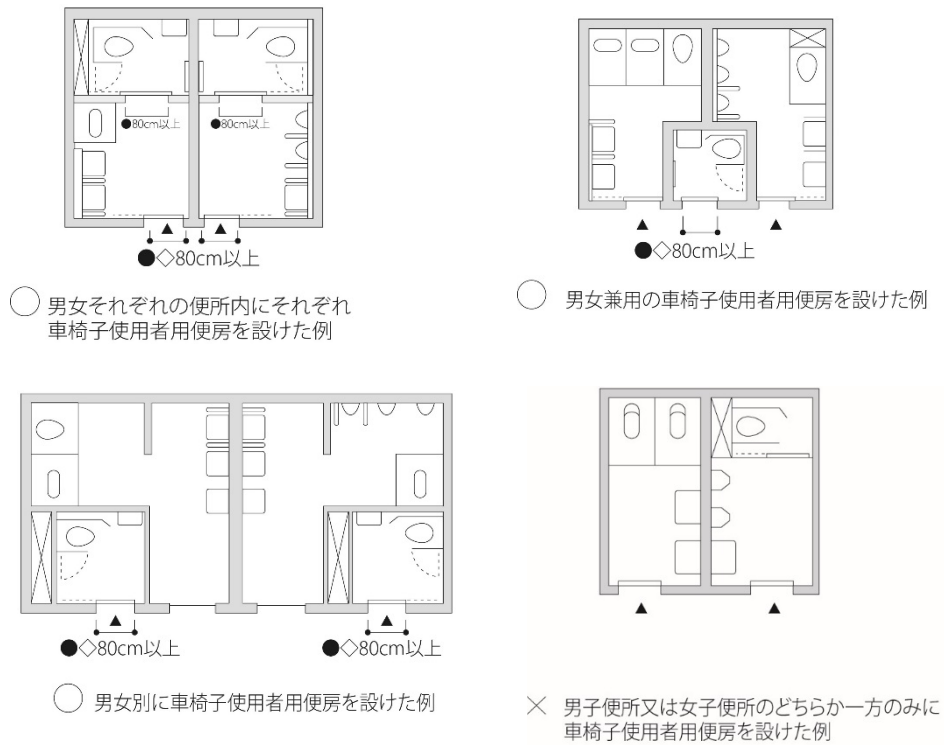
建築物

5 便所

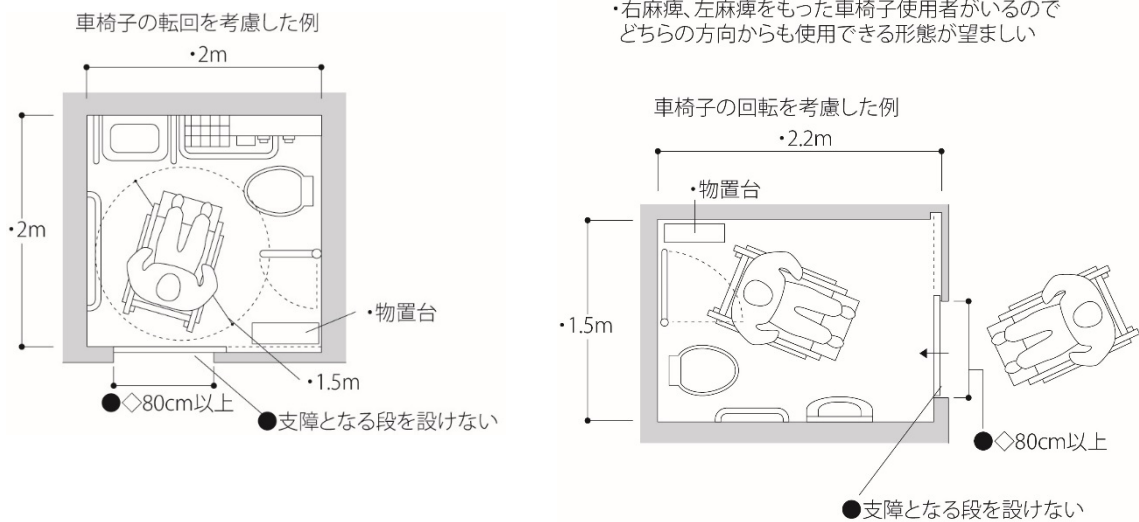
基本的考え方 利用者の用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に利用できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
(1) 利用者の用に供する便所（共同住宅又は寄宿舎に設けられるものを除く。）のうち、1以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、次に定める構造とすること。	
ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるように十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）が設けられていること。	● 「車椅子使用者用便房」とは、出入口と便所の位置関係により様々な平面計画があり得ることから、便房の幅、奥行き等の寸法については特に定めていない。⇒図 5-1
イ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内法（のり）を 80cm 以上とすること。	● 内法の幅 80cm とは、有効幅 80cm のことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。⇒図 5-2
ウ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	● 「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、回り扉等車椅子使用者が通過できない構造としないことを求めている。戸の形式としては引き戸形式のものが適しており、やむを得ず開き戸とする場合は、開き方向等に十分なスペースを設け、ドアチェック（ドアクローザー）については、閉鎖作動時間を十分に確保し、軽く緩やかに開閉する等の配慮をする。⇒図 5-4
エ 車椅子使用者用便房の出入口及び車椅子使用者用便房のある便所の出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が 2cm 程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。⇒図 5-2
オ 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法で表示すること。	● 「適切な方法で表示する」とは、建築物のどの位置に車椅子使用者用便房が設けられているかについて適切に情報を提供することを求めたものである。⇒図 5-3
カ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を 1 以上設けること。	● 「高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器」とは、レバー式又は光感知式等の水栓及び手すりを設け、高さ等に配慮した洗面器のことである。⇒図 5-7、図 5-8
(2) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち 1 以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。以下同じ。）その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを 1 以上設けること。	● 男子用小便器のある便所を設ける場合は、肢体不自由者等が立位を保持できるように手すりを設けた床置き式又はリップ高さ 35cm 以下の低リップの壁掛式その他これらに類する小便器を 1 以上設置することを求めている。⇒図 5-9 ● 手すりは、杖使用者等の歩行困難者や高齢者が両側の手すりにつかまるか体を預ける等しながら利用するためのものである。⇒図 5-9 ● 低リップ型は、受け口が低いため、子ども等にとって利用しやすい構造である。⇒図 5-9

便所の設置例〔図 5-1〕



車椅子使用者便房のレイアウト例〔図 5-2〕



案内表示の例〔図 5-3〕



建築物

《設計上の配慮事項》

【車椅子使用者用便房】

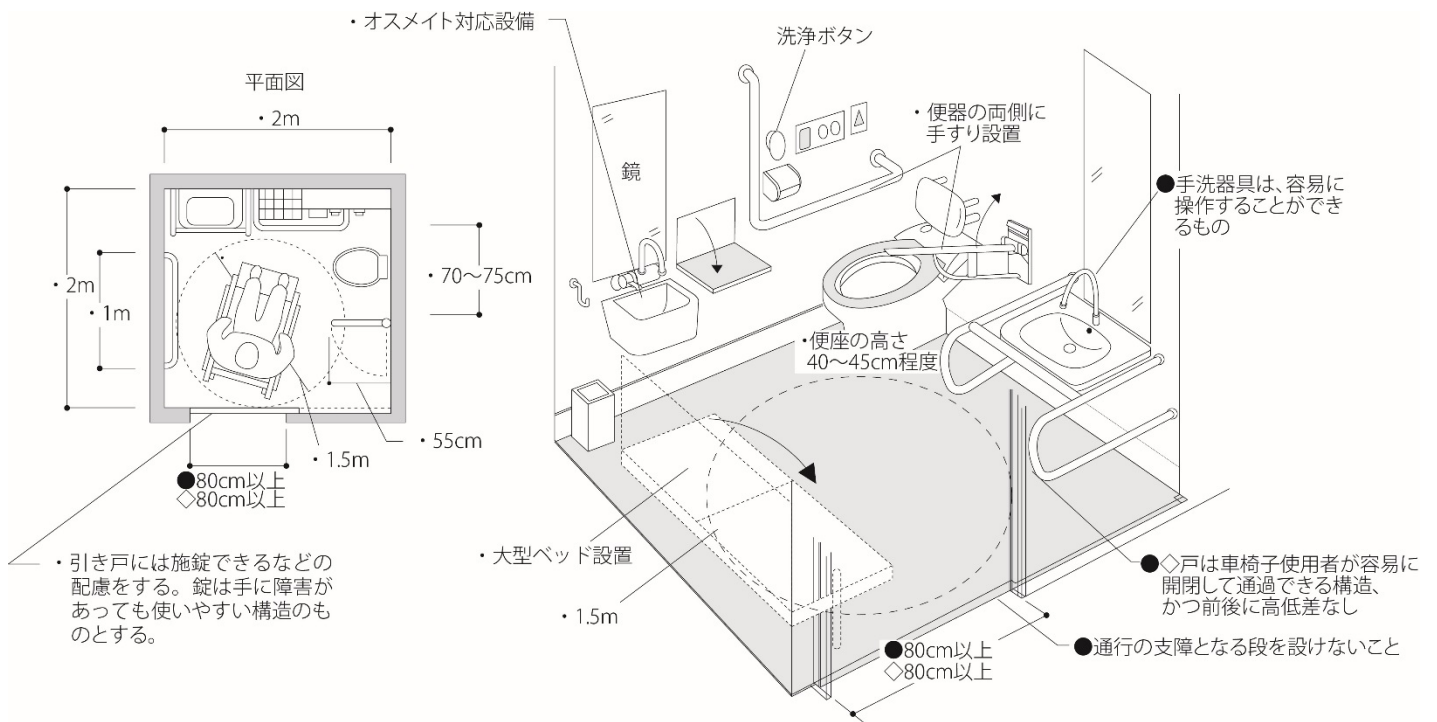
＜配置等＞

- 車椅子使用者が利用できる便所は、建物出入口に近く、わかりやすい位置に設置する。
- 便所に至る経路を標示し、また、便所の入口にはシンボルマークを設置して誘導する。また、障害者以外の高齢者や妊産婦等にも利用できることを標示する。⇒図 5-3
- 介助者が異性であることを考慮して、最低一つは男女の性別によらず利用できるものとするのが望ましい。

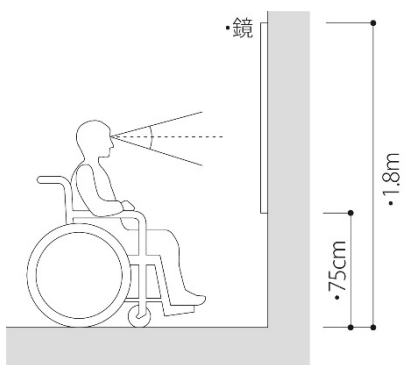
＜設備・備品等＞

- 車椅子使用者用便房の出入口の戸は引き戸が望ましく、可能であれば自動引き戸とする。⇒図 5-4
- 戸の取っ手は、棒状のものとする。
- 戸には簡単に操作でき、非常時には外から合鍵で解錠できる鍵を設ける。
- 便房内の手すりは必要に応じて可動式とする。
- 手すりは便器の種類に対し適切に設置し、便器洗浄ボタンや緊急連絡装置、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないように注意する。⇒図 5-4
- 手すりは座位確保のため便器の両側面に設置し、水平部分の手すりの高さは 65～70cm 程度とすることが望ましい。
- 床置き式の便器は、前面のトラップ部分を引き込んで、車椅子のフットサポートがあたりにくい構造とする。
- 便器には温水洗浄便座の設置が望ましい。
- 便座の高さは 40cm～45cm とする。⇒図 5-4
- 便座に腰掛けた状態で手が届き、転倒した場合でも操作しやすい位置に緊急連絡装置を設置する。また、緊急連絡装置の取り付け位置は、誤作動防止のため取り付け位置に配慮する。
- 便器洗浄ボタンは視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式もしくは靴べら式の洗浄ボタン等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。⇒図 5-6
- 便器洗浄ボタン、緊急連絡装置は、弱視者や色覚障害者の視認性を高めるよう、色の違いやボタンの配置等に配慮して選定することが望ましい。
- 汚物入れは、一般のものより大きなものを用い、かつ車椅子に乗ったままでも手の届く位置に設ける。
- ペーパーホルダー及び便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたまま容易に操作できる位置に設置する。また、ペーパーホルダーは両側に設けると、障害に応じて使い分けができる。
- 便房内には、車椅子使用者、子ども等及び立位での利用を考慮し、全身の映る身づくろい用の鏡を取り付ける。特に、車椅子が回転できるスペースを確保できない便房には、後方を確認することができるように鏡を取り付ける。鏡の大きさは、下端が床上 75cm 程度、上端が 1.8m 程度のものとする。⇒図 5-5
- 便房内の壁には、車椅子使用者の利用に支障とならない位置に手荷物等を置く棚やフックを取り付ける。⇒図 5-2
- 乳幼児を連れた人のために、ベビーベッド等を設ける。
- 必要に応じ、介助により着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用するための大型ベッドを設けることが望ましい。ベンチ等で代用してもよい。
- 必要に応じ、更衣用の台を設けることが望ましい。

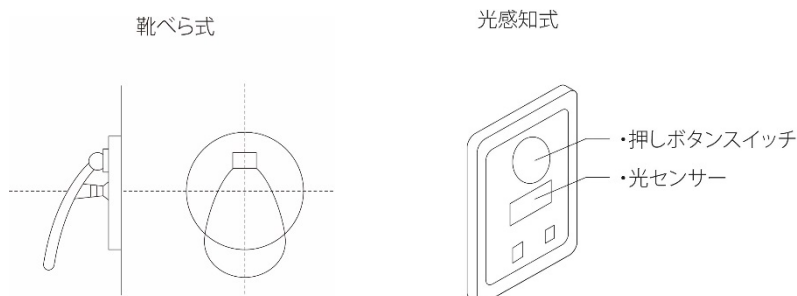
便房内の各備品設置例（2m×2mの場合）〔図 5-4〕



便房内の身づくろい用鏡の高さ例〔図 5-5〕



便器洗浄ボタンの例〔図 5-6〕



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

【オストメイト用設備を有する便房】

- オストメイト（人工肛門又は人工膀胱等を使用している者をいう。）対応設備を設けた便房を1以上設けることが望ましい。⇒図 5-4
- オストメイト対応設備とは、汚物流し、水栓、洗浄ボタン、ペーパーホルダー、液体石けん、腹部を確認できる鏡、手荷物棚等であり、温水対応とすることが望ましい。

【その他の便所】

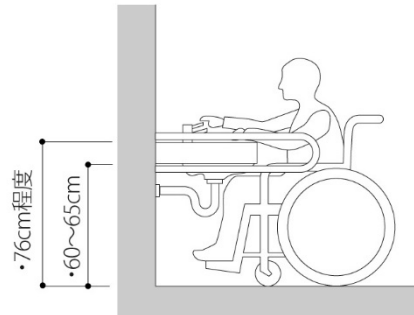
<配置等>

- 同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。階によって配置を変える場合には、わかりやすく表示する。
- 便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。
- 視覚障害者にとって、男女の区別がわかりにくいので、触知板、音声等によって案内することが望ましい。

<設備・備品等>

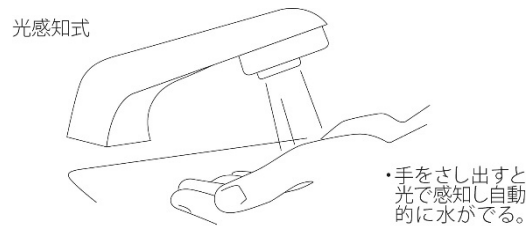
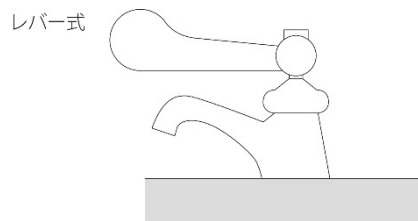
- 多くの高齢者、障害者等も使用できる腰掛便座を設置する。なお、この場合、便房の戸の幅が有効70cm程度以上あると車椅子使用者の利用が可能な場合もある。
- 1以上の腰掛便座には、手すりを設けることが望ましい。
- 便器には温水洗浄便座の設置が望ましい。
- 便器の洗浄が光感知式のみによって行われる方式は、視覚障害者がわかりにくく不安を感じる場合があるので、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に使用方法が分かるようにすることが望ましい。
- 便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に座ったまま容易に操作できるものとするが望ましい。
- 視覚障害者に対しては、押しボタン式もしくは靴べら式の洗浄レバー等、触知しやすく誤作動しにくいものが望ましい。
- 1以上の洗面器は、車椅子利用者の使用に配慮し、洗面器下部に車椅子で膝が入るスペースを確保することが望ましい。⇒図 5-7
- 水栓器具は、レバー式、光感知式等の操作が容易なものとするが望ましい。⇒図 5-8

洗面器の整備例 [図 5-7]

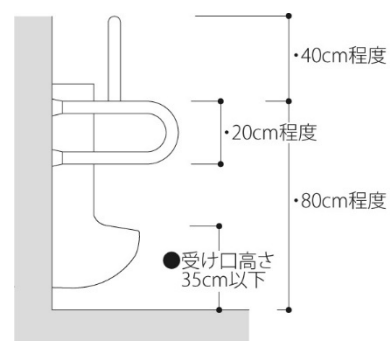
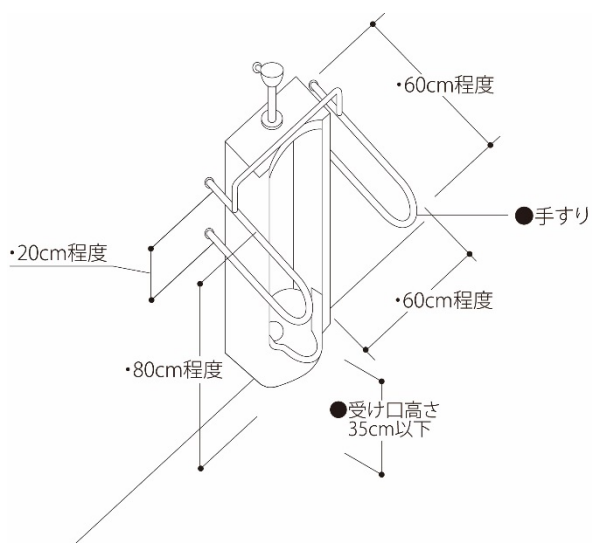


・構造的に可能であれば下部の空間の高さを68cm程度とると、大型車椅子の肘あて部分(高さ67cm程度)が下部空間に入るので使いやすい。

水栓器具の例 [図 5-8]



小便器の手すりの例 [図 5-9]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

6 客席

基本的考え方 興行場等で固定式の客席を設ける場合は、客席部分に車椅子使用者が車椅子のまま利用できるように客席スペースを設けるとともに、当該スペースに至る通路を車椅子が通過できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）に固定式の客席を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者が利用できる客席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を1以上設けること。	
ア 車椅子使用者1人当たり、幅は90cm以上、奥行きは1.4m以上とすること。	● 区画の大きさは、手動及び電動車椅子の最大寸法が全長1.2m、全幅70cmであるため、前後左右に余裕をとった寸法としている。
イ 車椅子使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講じること。	● 興行場等の客席部分が、舞台等を観覧しやすいように階段状になっている場合等には、車椅子の脱輪による落下を防止するため、立ち上がり部の設置など落下を防止するための措置を講ずるよう求めている。
(2) 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口で1「出入口」に定める構造を有するものから、車椅子使用者用客席に至る経路のうち、1以上の経路は、次に定める構造とすること。	● 車椅子使用者用客席の区画までの経路については、基本的には、廊下等に設けられる傾斜路及び踊場において定めた構造と同じものを求めている。
ア 幅は、内法（のり）を1.2m以上とすること。	● 内法の幅1.2mとは有効幅1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法、また、松葉杖使用者等が円滑に通過できる寸法でもある。
イ 高低差がある場合は、2「廊下等」(5)アからオまでに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。	● 2「廊下等」(5)ア～オ参照
(3) 車椅子使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示すること。	● 車椅子使用者用客席の位置、経路等を案内板等により、適切に情報提供することを求めている。

《設計上の配慮事項》

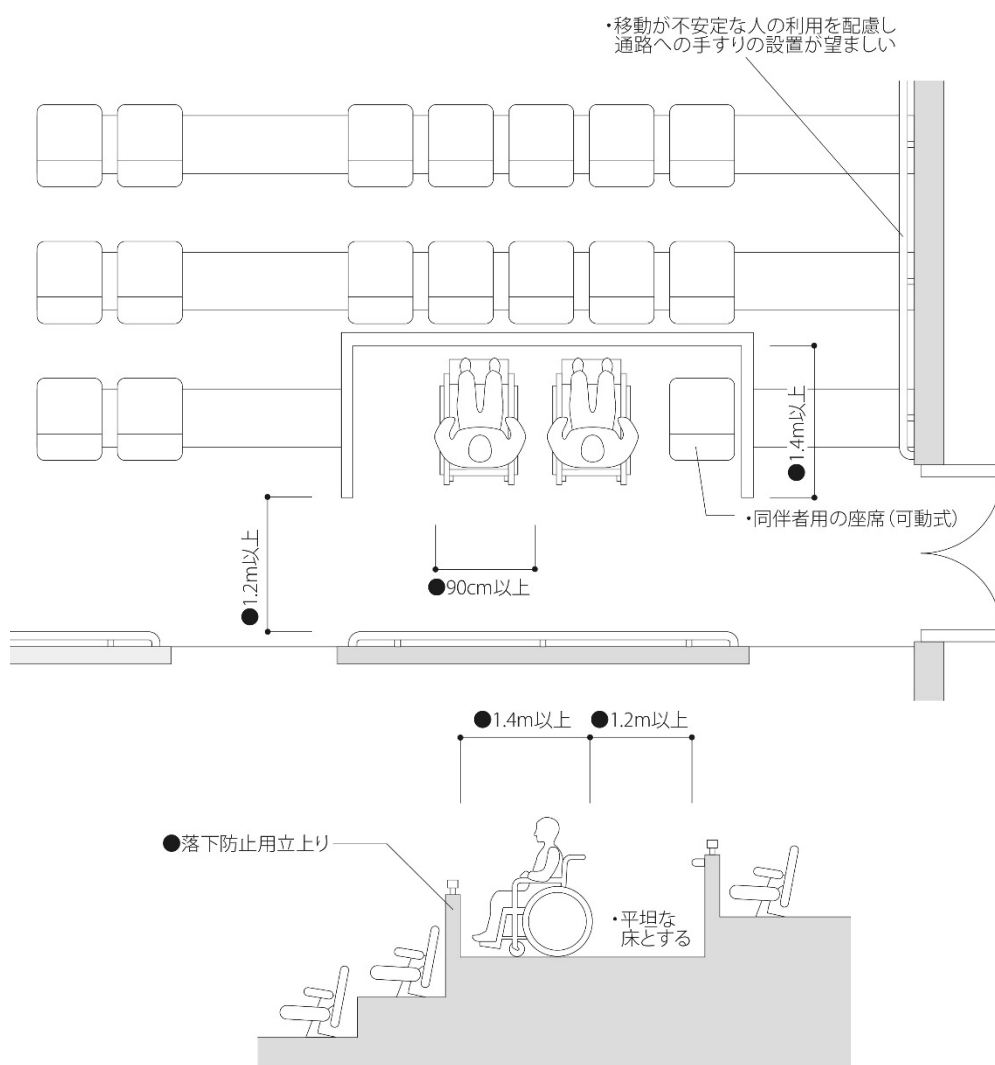
<客席・観覧席>

- 劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場又は公会堂等の施設には、車椅子のまま利用できる客席スペースを設置することが望ましく、その位置は見やすさ、災害時の避難等を考慮することとする。
- 車椅子使用者用客席には、出入口から近く、かつ段差がない場所、あるいはスロープで容易に到達できる位置に設け、床は平坦とする。
- 車椅子使用者用客席前後には、車椅子が容易に出入り及び転回可能なスペースを設けることが望ましい。
- 車椅子使用者用客席等のスペースの中又は近傍に同伴者用の座席を設ける。車椅子使用者用客席等のスペースの中に設ける場合、可動式としておけば、取り外して車椅子使用者用のスペースとすることもできる。
⇒図 6-1
- 座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。
- 通路側の座席の肘掛けは、高齢者・障害者等が利用しやすいよう跳ね上げ式とする。
- 乳幼児を連れた利用者が、観覧等するために利用できる区画（親子ブース）等を設けることが望ましい。親子ブース等は障害者や介助者も利用できるように配慮する。

<設備・備品等>

- 高齢者、障害者等が容易に舞台上に上られるよう、段差のない動線の確保や、昇降機の設置等に配慮することが望ましい。
- 聴覚障害者の利用に配慮して、字幕・文字情報等のプロジェクター等の設備を設ける。また、座席を指定する場合、スクリーン等及び舞台全体が見やすい位置にすること。
- 聴覚障害者のための集団補聴設備（赤外線送受信装置、FM 送受信装置、磁気ループ等）、字幕や文字情報を表示する装置（電子文字標示盤等）、視覚障害者のための音声装置などの、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けることが望ましい。
- 要約筆記者用作業スペース等を設けることが望ましい。

客席の例 [図 6-1]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

7 更衣室及びシャワー室

基本的考え方 体育館等のスポーツ施設において、利用者の用に供する更衣室及びシャワー室を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造及び設備とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の利用者の用に供する更衣室又はシャワー室のうち、1以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p>	
(1) 出入口の幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。	● 内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。⇒図7-1
(2) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	● 「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、回り扉等車椅子使用者が通過できない構造としないことを求めている。戸の形式としては引き戸形式のものが適しており、やむを得ず開き戸とする場合は、開き方向等に十分なスペースを設け、ドアチェック（ドアクローザー）については、閉鎖作動時間を十分に確保し、軽く緩やかに開閉する等の配慮をする。
(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。
(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。
(5) 更衣用の区画又はシャワー用の区画を設けない場合は、手すりを設けること。	
(6) 更衣用の区画又はシャワー用の区画のうち、1以上の更衣用の区画又はシャワー用の区画は、次に定める構造とすること。	● 更衣室及びシャワー室内に更衣ブース又はシャワーブースを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等に配慮したブースとすることを求めている。
イ 出入口の幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。	
ロ 手すりを設けること。	
ハ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものとすること。	● 「操作が容易な水洗器具」とは、レバー式、光感知式等の水栓のことである。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。
- 更衣室及びシャワー室まで支障なく移動できるように段差の解消を図るとともに、手すり、誘導用床材の設置等による誘導も考慮する。
- 介助者が異性の場合を考慮し、一般用の更衣室とは別に独立した室を設ける等の配慮をすることが望ましい。

7 更衣室及びシャワー室

<寸法>

- 室内で車椅子使用者が回転できるスペース（直径1.5m以上）を確保する。⇒図7-1

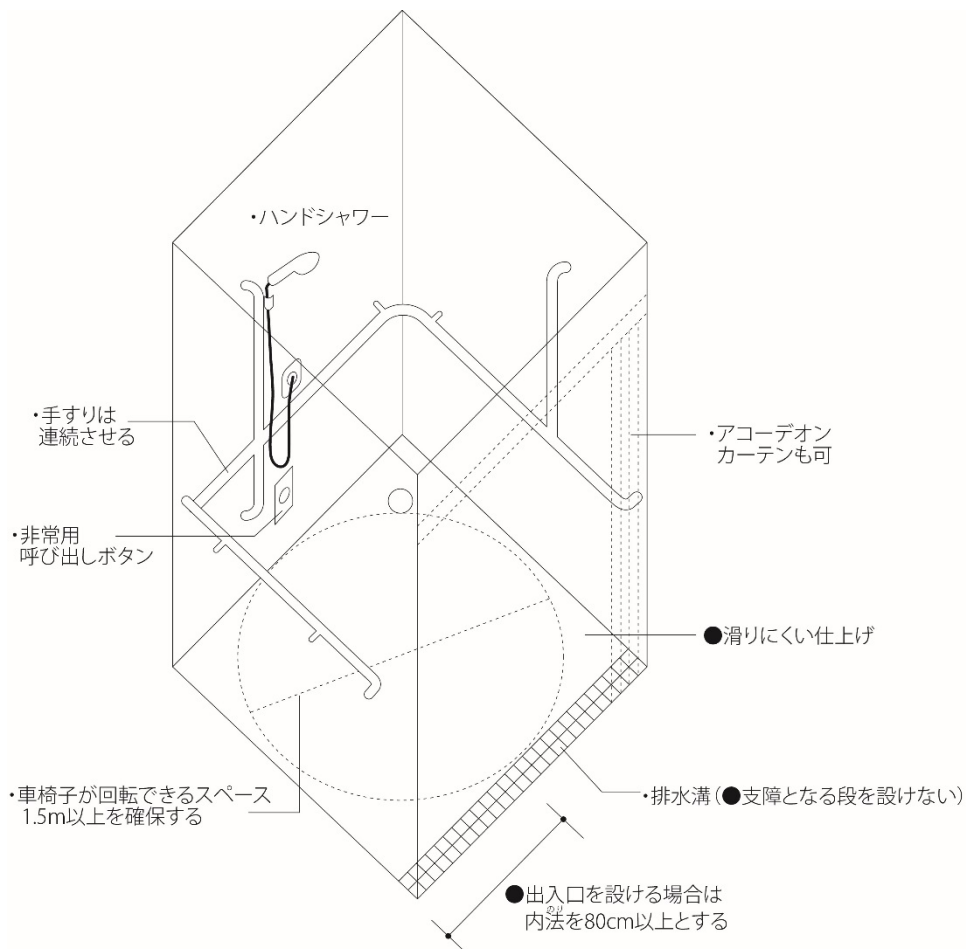
<設備・備品等>

- 操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）の付いたシングルレバー式が望ましい。
- 原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは昇降可能なものか、上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。⇒図7-1
- 蛇口に冷温水の区分等を点字で表示し、適温のところに視認性の高い印等をつけることが望ましい。
- 扉等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いる。
- 非常用呼び出しボタンを設置することが望ましい。⇒図7-1
- 更衣室の収納棚は、車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。
- 車椅子使用者は、腰掛台に移乗して脱衣や着替えをすることとなるので、更衣室には移乗しやすく、足を伸ばしたままで座れる腰掛台を確保する。腰掛台の高さは、車椅子の座面の高さ（40cm～45cm）程度とする。
- 車椅子使用者がシャワーを使用するためには、シャワー用車椅子やシャワー用椅子が必要なので、準備しておくことが望ましい。

<仕上>

- 床面は、濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮して、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。

シャワー用区画の例 [図7-1]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

8 浴室

基本的考え方 ホテル、旅館、公衆浴場において、利用者の用に供する共同浴室を設ける場合に、浴室は高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、その利用に配慮した構造及び設備とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
ホテル、旅館又は公衆浴場の利用者の用に供する共同の浴室のうち、1以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の共同の浴室は、次に定める構造とすること。	
(1) 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。	● 内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。
(2) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	● 「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、回り扉等車椅子使用者が通過できない構造としないことを求めている。戸の形式としては引き戸形式のものが適しており、やむを得ず開き戸とする場合は、開き方向等に十分なスペースを設け、ドアチェック（ドアクローザー）については、閉鎖作動時間を十分に確保し、軽く緩やかに開閉する等の配慮をする。
(3) 出入口には、車椅子使用者が通行する際に支障となる段を設けないこと。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。⇒ 図8-1
(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。
(5) 脱衣室、洗い場及び浴槽には、手すりを設けること。	
(6) 水栓器具のうち、1以上は操作が容易なものとする。	● 「操作が容易な水洗器具」とは、レバー式又は光感知式等の水栓のことである。

《設計上の配慮事項》

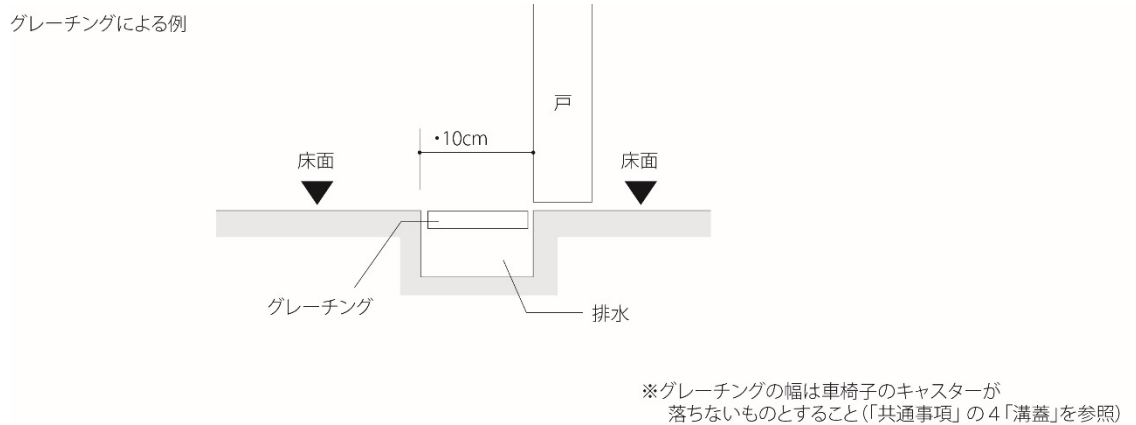
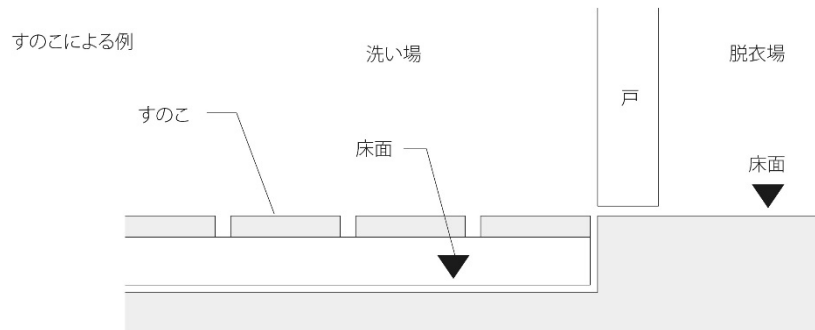
<設備・備品等>

- 浴槽には水平、垂直の2種類の手すりを設置することが望ましい。
- 聴覚障害者用非常灯を設置する。
- ドア等のガラスは、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスとする。
- ハンドシャワー・レバー式水栓・緊急連絡装置等は、洗い場に座ったままでも利用できる位置に取り付ける。また、シャワーヘッド掛けは使いやすい位置に上下2ヶ所に設ける。
- 給湯設備は、温水の温度を設定できるものを用いる。
- 車椅子使用者は、腰掛台に移乗して脱衣や着替えをすることとなるので、脱衣室には移乗しやすく、足を伸ばしたままで座れる腰掛台を確保する。腰掛台の高さは、車椅子の座面の高さ（40cm～45cm）程度とする。
- 車椅子使用者がシャワーを使用するためには、シャワー用車椅子やシャワー用椅子が必要なので、準備しておくことが望ましい。

<仕 上>

- 床面は、濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床をはって移動する場合を考慮して、体を傷つけない仕上げとすることが望ましい。

出入口段差解消例 [図 8-1]



建築物

9 客室

基本的考え方 ホテル、旅館においては、車椅子使用者等が宿泊できる客室を設ける。

■ 整備基準	■ 基準の解説
ホテル及び旅館の客室のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。	
(1) 出入口の幅は、内法（のり）を80cm以上とすること。	●内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。
(2) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。	●「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、回り扉等車椅子使用者が通過できない構造としないことを求めている。戸の形式としては引き戸形式のものが適しており、やむを得ず開き戸とする場合は、開き方向等に十分なスペースを設け、ドアチェック（ドアクローザー）については、閉鎖作動時間を十分に確保し、軽く緩やかに開閉する等の配慮をする。
(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	●「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。
(4) 5「便所」(1)アからエまで及びカに定める構造の便所が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する5「便所」(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りでない。	●客室内には、原則として車椅子使用者が利用できる構造の便所及び浴室を設けるよう求めている。⇒図9-1 車椅子使用者が利用できる共通の便所及び浴室が設けられている場合は、客室の便所及び浴室の設置までは求めていない。ただし、その場合であっても客室の近くに設置することが望ましい。
(5) 8「浴室」に定める構造の浴室が設けられていること。ただし、客室の外部に利用者の用に供する8「浴室」に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。	
(6) 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保されていること。	●客室は様々な平面計画が考えられることから、具体的な床面積の数値等は規定していないが、少なくとも室内において車椅子が余裕をもって転回でき、かつ、ベッドサイド等、宿泊の用に供する十分なスペースを確保することを求めている。⇒図9-1

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- ▶ 客室や寝室はプライバシーが保たれ、換気・採光が良く、避難しやすい場所に配置するとともに、障害者等の利用を容易にするために、床面の段差や障害物が生じないように配慮する。

<設備・備品等>

- ▶ 車椅子使用者のためにはベッドの利用が望ましく、ベッドの側面には、車椅子が回転できる1.5m以上のスペースを確保する。⇒図9-2
- ▶ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さ（40cm～45cm）程度とし、車椅子のフットサポートが下部に入るものとする（高さ25cm程度）。⇒図9-2
- ▶ スイッチ類や電話は、車椅子での使用にも配慮した高さ及び位置に配慮するとともに、枕元での操作もできるようにする（スイッチは入口と3路スイッチとする）。
- ▶ 聴覚障害者のために、呼出用及び緊急用の回転灯等を設置する。
- ▶ 就寝中の視覚障害者や聴覚障害者への情報伝達に配慮し、フラッシュライトや音声、バイブレーターの振

動等により非常時を知らせる装置を設ける。

- ▶ 聴覚障害者に配慮した構造の電話機、ファクシミリ等を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ▶ 客室内にテレビを設置する場合には、聴覚障害者に配慮し、文字放送に対応できるものが望ましい。
- ▶ 家具については、車椅子使用者に配慮したものとすることが望ましい。

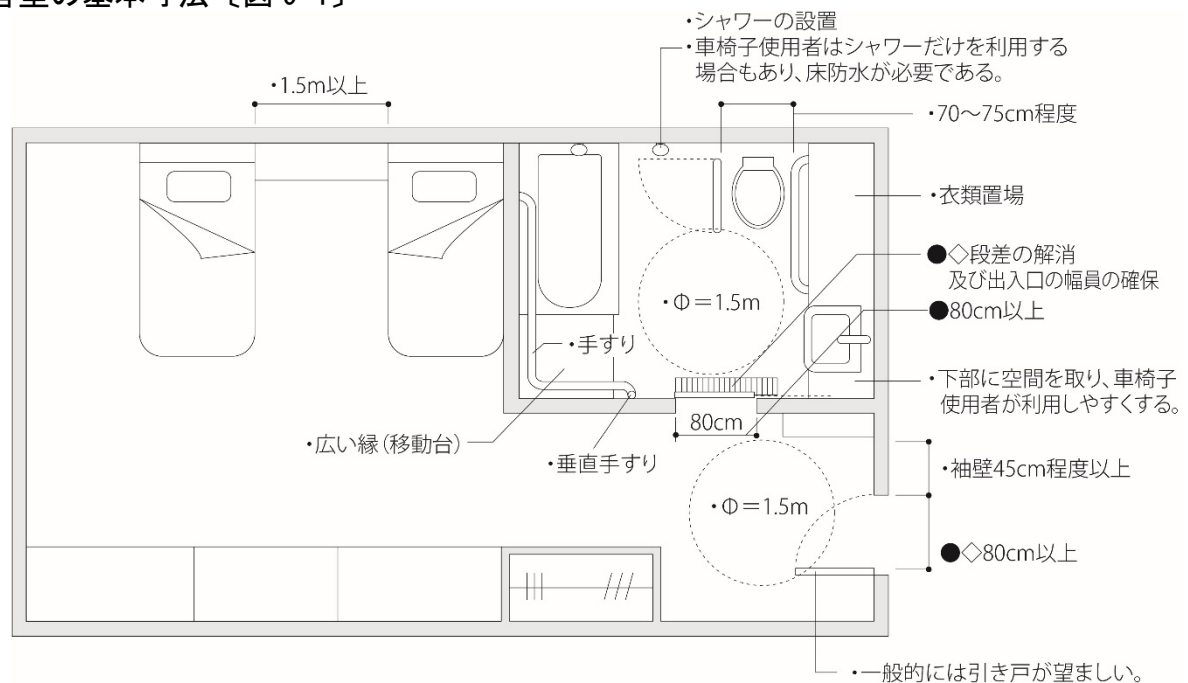
<仕 上>

- ▶ 毛足の長いジュータン等は、歩行困難者にとっては移動上の支障があるばかりでなく、転倒等の危険があるためできるだけ避けるようにする。

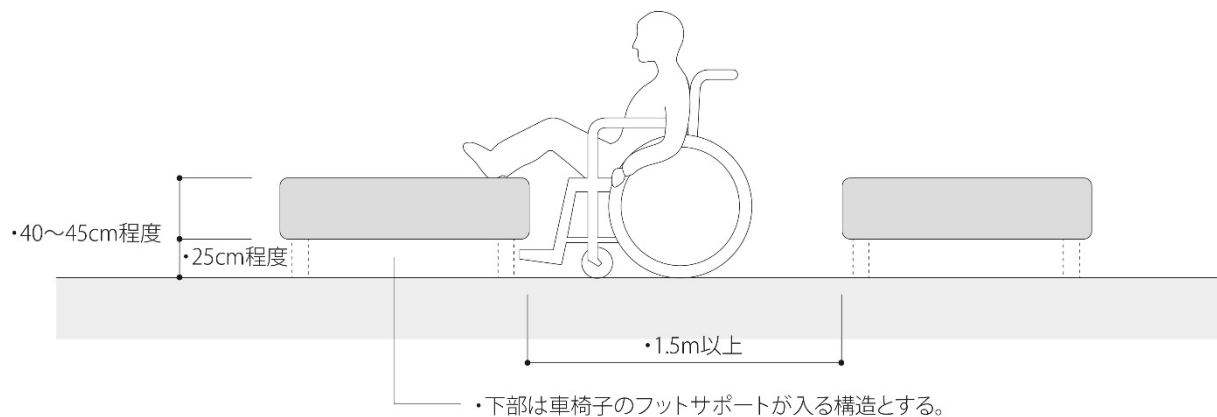
<表 示>

- ▶ 客室出入口の戸には、高齢者・障害者等が分かりやすいよう部屋番号、室名等を表示する。この場合、視覚障害者への対応として点字と浮き彫り文字による表示を併用することが望ましい。

客室の基本寸法〔図 9-1〕



ベッドの高さ〔図 9-2〕



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

10 カウンター及び記載台

基本的考え方 利用者の用に供するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上を車椅子使用者が接近しやすく、利用しやすい構造とする。

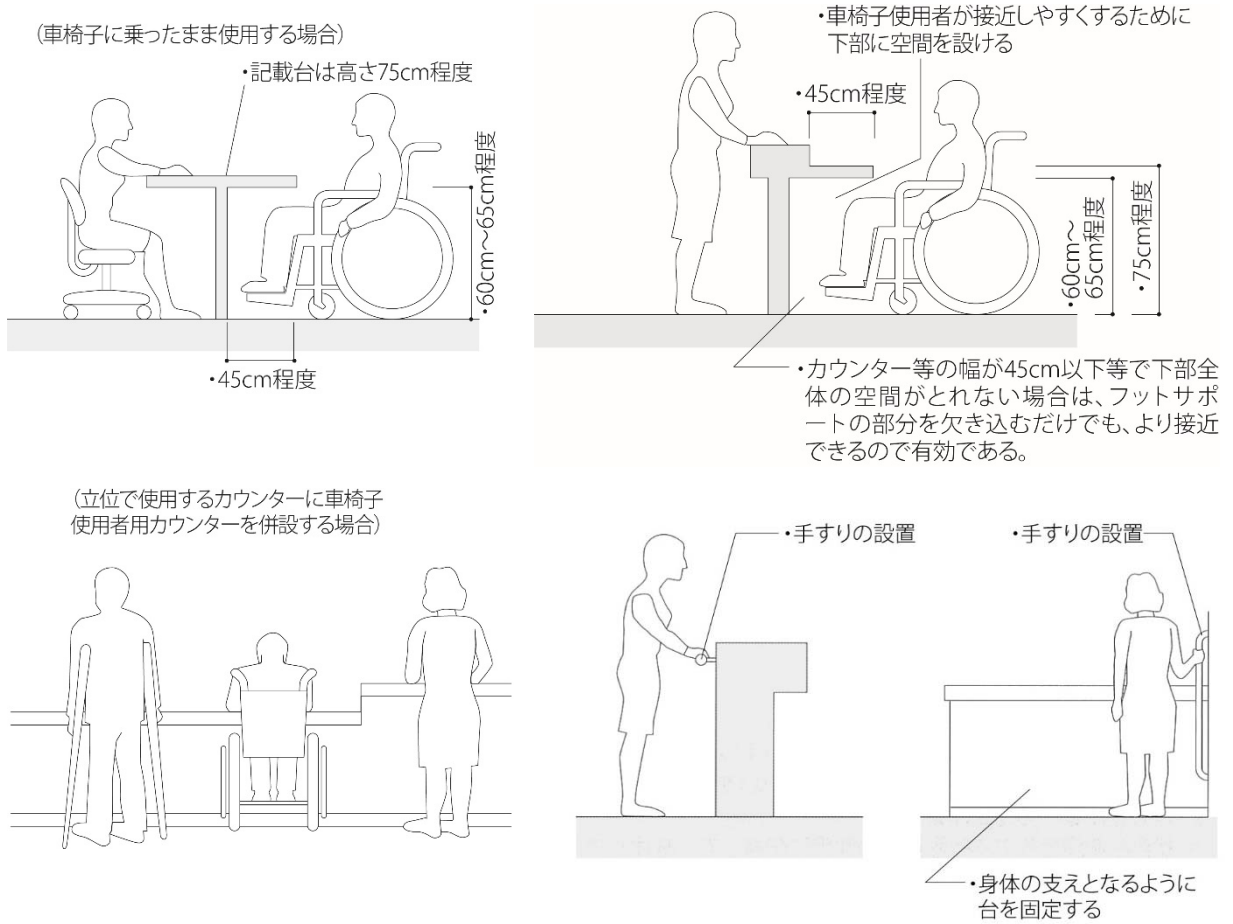
■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者の用に供するカウンター（常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造であるものを除く。）及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「車椅子使用者の利用に配慮した高さ」とは、床面から天板までの高さが75cm程度で、これは車椅子使用者が車椅子に乗ったまま利用できる高さである。● 「車椅子使用者が利用しやすい空間」とは、下部に床面から60～65cm程度の高さで、奥行きが45cm程度の空間である。構造的に可能であれば、下部の空間の高さを68cm程度以上とると、大型車椅子の肘あて部分（高さ67cm程度）も下部空間に入るので使いやすい。⇒図10-1

《設計上の配慮事項》

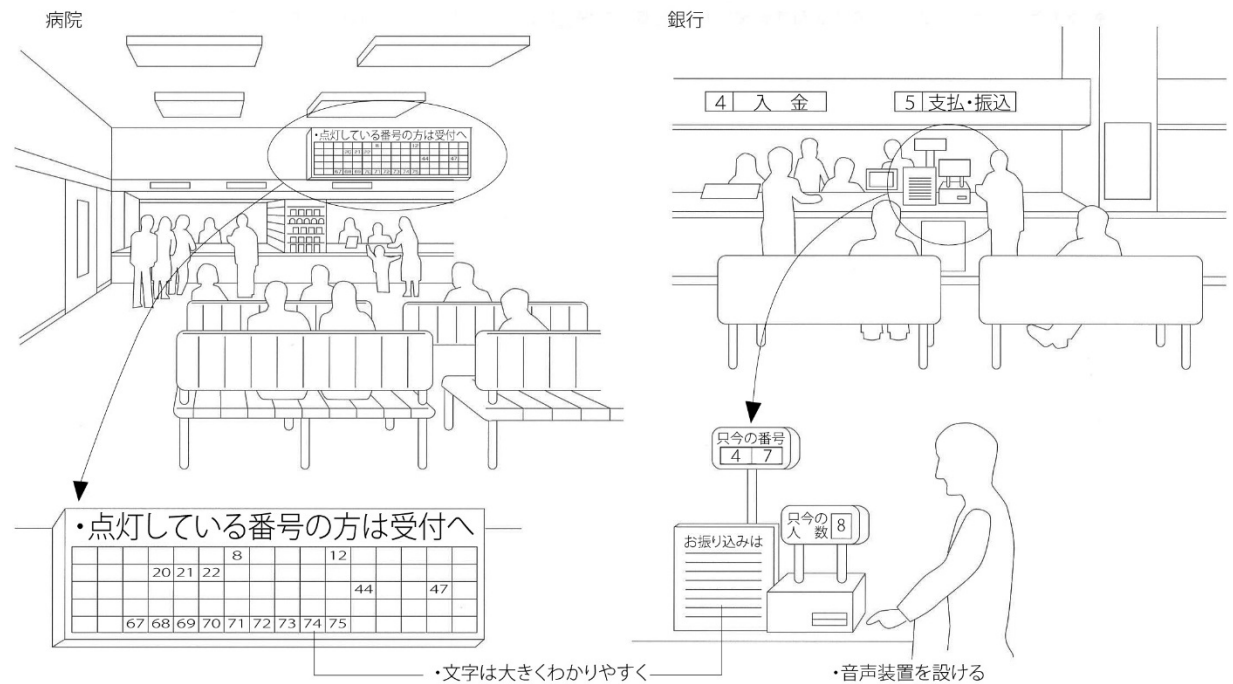
- 車椅子使用者が利用しやすいように、カウンター等の前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペース（幅及び奥行きが1.5m以上）を確保する。
- 立位で使用するカウンター等は身体の支えとなるように台を固定し、また、必要に応じて支えのための手すりを設ける。⇒図10-1
- 呼び出しをするカウンターには、音声装置のほか、聴覚障害者のために、電光掲示板等を設置することが望ましい。⇒図10-2
- 必要に応じて、乳幼児用椅子をカウンター付近に設置することが望ましい。

10 カウンター及び記載台

カウンター等 [図 10-1]



電光掲示による呼び出しカウンターの例 [図 10-2]



・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

1 1 公衆電話台

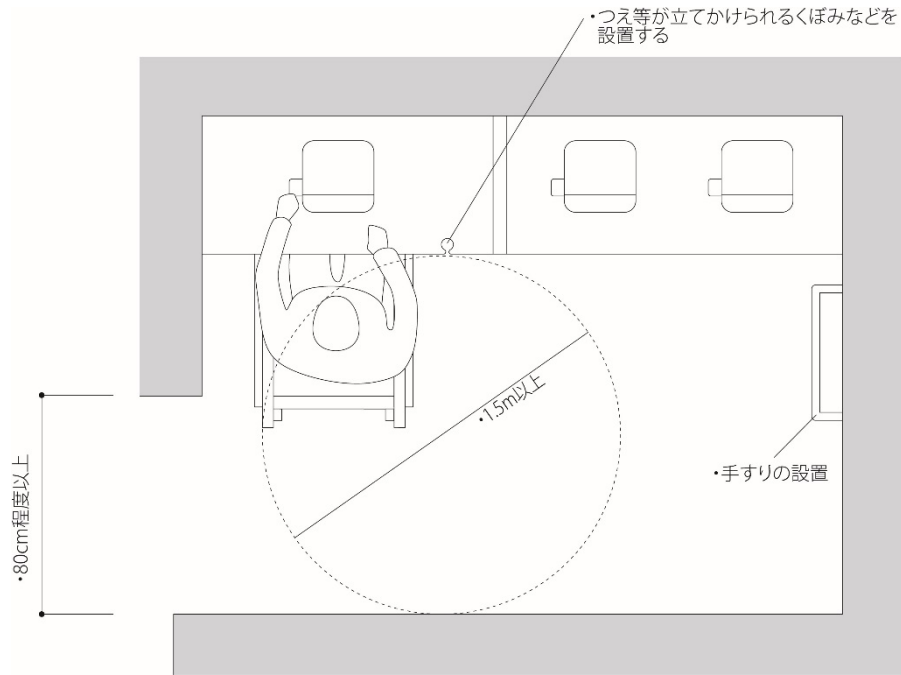
基本的考え方 利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、1以上を車椅子使用者が接近しやすく、利用しやすい構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	● 「車椅子使用者の利用に配慮した高さ」とは、床面から天板までの高さが75cm程度であり、これは車椅子使用者が車椅子に乗ったまま利用できる高さである。 ● 「車椅子使用者が利用しやすい空間」とは、下部に床面から60～65cm程度の高さがあり、奥行きが45cm程度の空間である。構造的に可能であれば、下部の空間の高さを68cm程度以上とすると、大型車椅子の肘あて部分（高さ67cm程度）も下部空間に入るので使いやすい。⇒図11-2

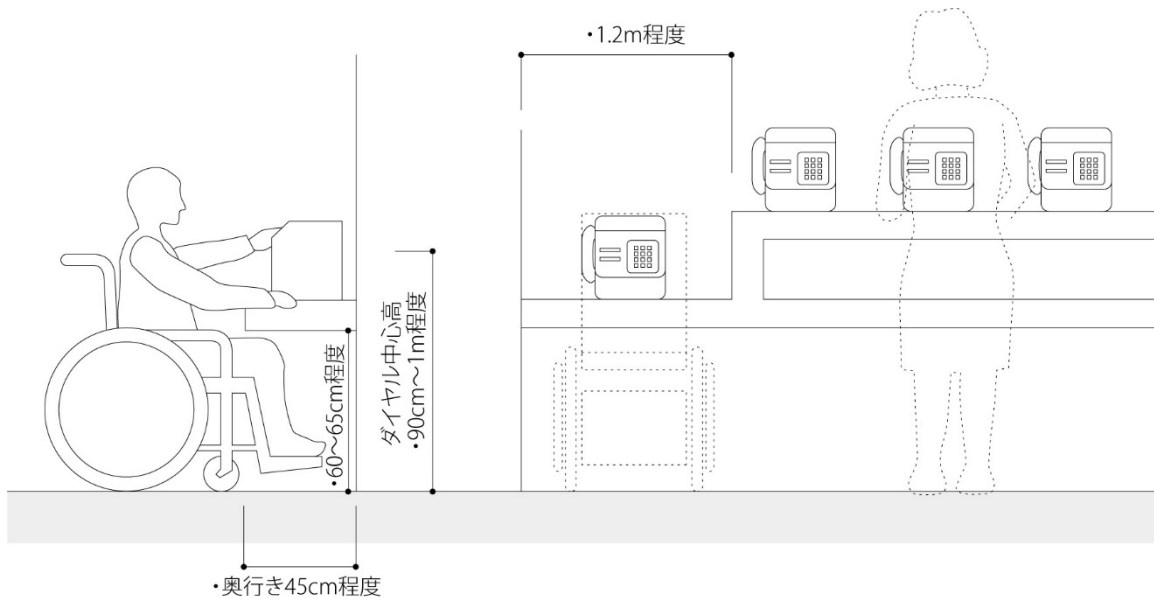
《設計上の配慮事項》

- 電話機は、車椅子使用者が利用しやすいように、電話台も含めてダイヤル中心高で90cm～1m程度の高さとなるように設置する。また、電話台の下部には、車椅子で接近しやすくするために床面から60～65cm程度の高さで、奥行きが45cm程度のスペースを設ける。⇒図11-2
- 松葉杖使用者等の歩行困難者の利用に配慮して、身体を支えるための手すり又は壁面を電話台の両側に設置し、つえ等を立てかける場所を設けることが望ましい。⇒図11-1
- ボックス形式とする場合は、ドアの開閉が容易で、内部で車椅子が回転できるスペース（幅及び奥行きが1.5m以上）を確保する。⇒図11-1
- 電話番号の検索、メモ等に支障がないよう照明に配慮し、必要に応じて手元灯を設置する。
- 聴覚障害者、巧緻障害者（上肢機能に障害のある人をいう。細かな手指の動きが必要とされる作業が困難。）、高齢者等の利用に配慮し、音量増幅装置付受話器等の設置が望ましい。
- 障害者の利用に配慮した機能を有する電話機を設置した場合は、その旨を見やすい場所に標示する。

電話台の設置例 〔図 11-1〕



電話台等の基本寸法例 〔図 11-2〕



・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

1 2 改札口及びレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）

基本的考え方 改札口やレジ通路のうち、1以上の改札口やレジ通路は、車椅子使用者が利用可能な構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
改札口及びレジ通路のうち、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。	● 映画館等の改札口やスーパーマーケット等のレジ通路について、車椅子使用者が利用可能とすることを求めている。
(1) 幅は、内法（のり）を80cm以上とし、車椅子使用者が円滑に通過できること。	● 内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。⇒図12-1、図12-2
(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。

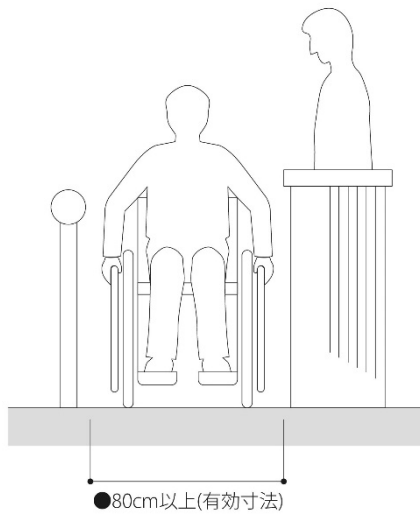
《設計上の配慮事項》

- 改札口のうち少なくとも一ヶ所には、連続して誘導用床材を敷設する等、視覚障害者の誘導に配慮する。
⇒図12-1、図12-2
- より円滑に通過できるようにするためには、幅は90cm以上とすることが望ましい。

12 改札口及びレジ通路

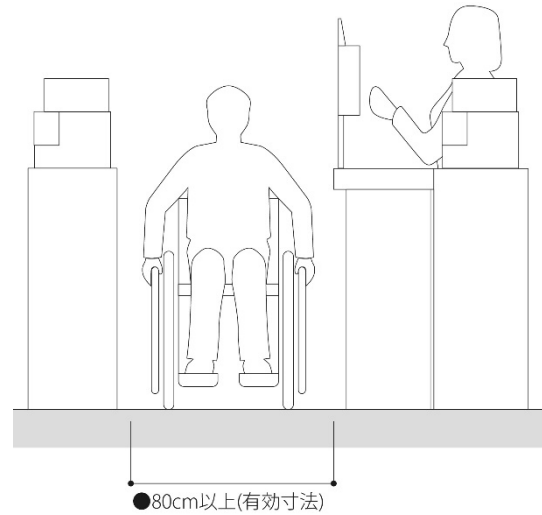
改札口の例 〔図 12-1〕

映画館改札口

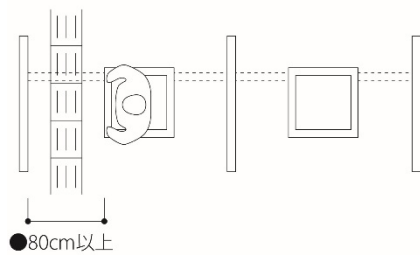


レジ通路の例 〔図 12-2〕

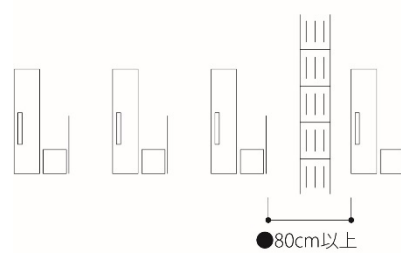
レジ通路(スーパー等)



・誘導用床材



・誘導用床材



建築物

1 3 券売機

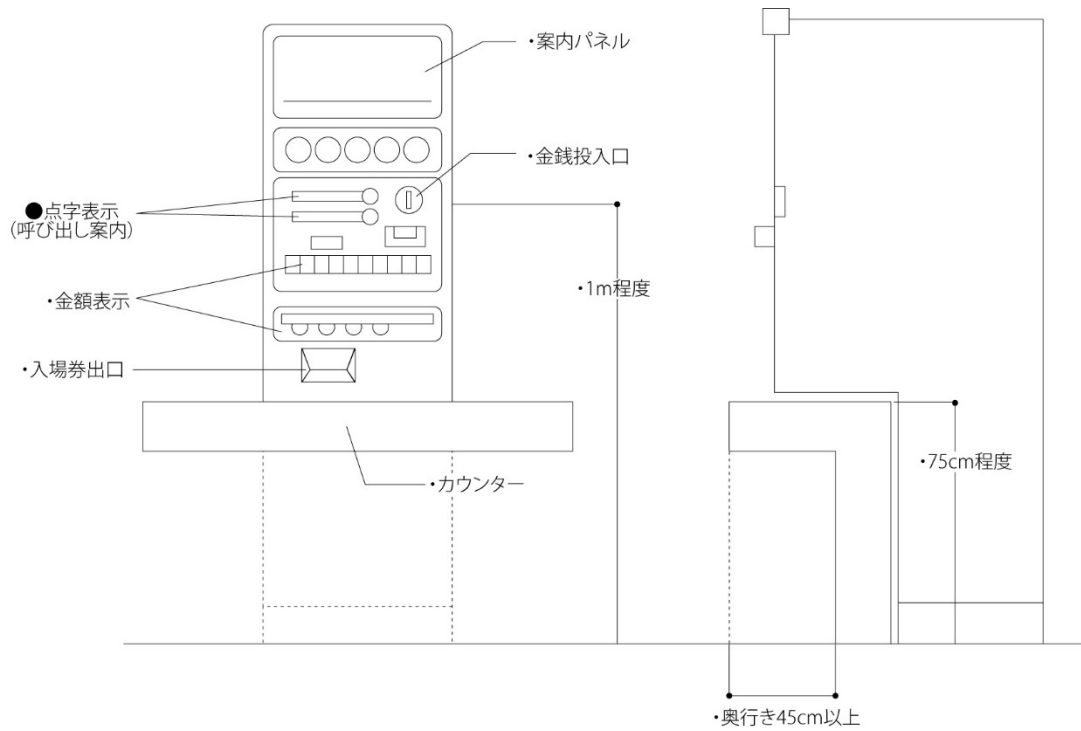
基本的考え方 券売機のうち、1以上の券売機は、車椅子使用者や視覚障害者が円滑に利用できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
券売機のうち、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。	
(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとすること。	● 「車椅子使用者が円滑に利用できる高さ」とは、床面から1m程度である。
(2) 点字による表示を行うこと。	● 点字表示については、料金一覧表や操作ボタンの表示等において、視覚障害者が点字により判読でき、利用できるようにするために規定している。⇒図 13-1、図 13-2

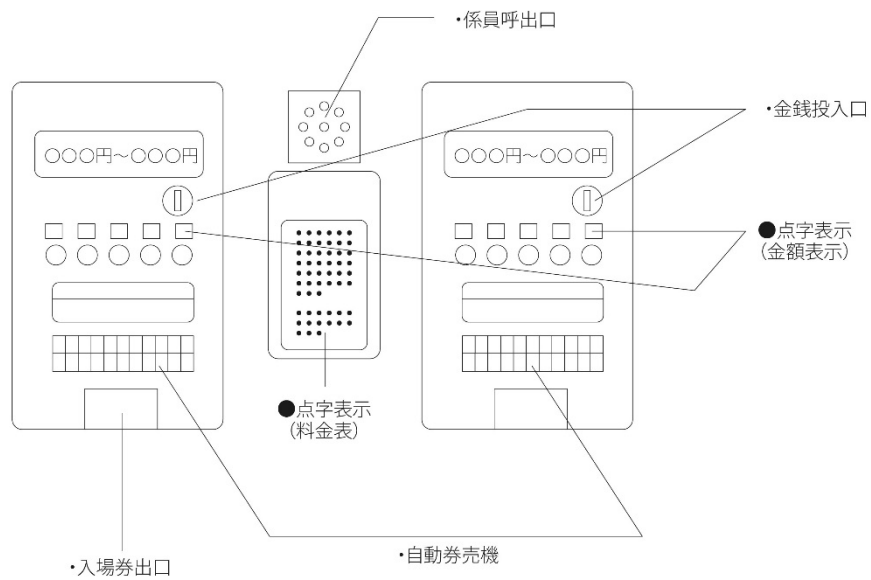
《設計上の配慮事項》

- 券売機の横に点字表示をする。点字が読めない健常者が視覚障害者に案内するために、文字で併記することが望ましい。⇒図 13-2
- インターホーン、呼び出しボタン等をわかりやすい位置に設置し、利用者が使いやすい高さ、構造とする。⇒図 13-2
- 金銭投入口の高さは1m程度とし、硬貨は一括投入できる機種とする。また、車椅子が接近しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。⇒図 13-1
- タッチ式のボタンは視覚障害者が利用しにくいので、押しボタン式のものを使用する。

入場券等の券売機の例 [図 13-1]



点字用料金表の例 [図 13-2]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

14 案内標示

基本的考え方 案内標示板を設ける場合は、高齢者、障害者等が施設内部の利用に関する情報を的確に把握し、安全かつ確実に目的の場所に到達できるように情報の提供をする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
案内板のうち、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。	
(1) 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。	● 高さ、文字の大きさ等については、大きめの文字や平面図を用いてわかりやすいデザインとするとともに、色彩にも配慮するよう求めている。
(2) 点字による表示を行うこと。	● 視覚障害者が施設内部の情報を的確に把握できるようにするため、点字による表示を求めている。
(3) 5「便所」(1)に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	● 車椅子使用者用便所の位置、経路等を案内板に表示することで、車椅子使用者が安心して施設を利用できるようにすることを求めている。⇒図 14-3

《設計上の配慮事項》

- 設置にあたっては車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げにならないように配慮する。
- 車椅子使用者にもわかりやすい位置に設ける。
- 誘導用床材、注意喚起用床材、案内板、サイン、音声、光等による誘導を効果的に組み合わせるように配慮する。
- 誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設置する。
- 逆光や反射グレアー(まぶしくて見えにくくなること)が生じないように、案内板等の仕上げや設置位置、照明に配慮する。また、ケースがある場合、ケースが反射すること等により見えにくくならないように配慮する。
- 案内板等の標示は、大きめの文字や図を用いる等、わかりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮する。
- 子どもや外国人にもわかるように、ふりがなや外国語の併記に配慮することが望ましい。
- 白内障の高齢者の黄変化現象でもわかりやすいものとする。(変色しない赤、黒等識別しやすい色を使用し、文字等と背景を対比させる。)
- 必要に応じて平面図を含めた触知板を設置する。
- 暗い場所に設置する場合は、照明器具を内蔵したものが望ましい。

案内板の例 〔図 14-1〕



国際シンボルマーク 〔図 14-2〕



大きさ…10cm角以上、45cm以下

色…原則として青地に白マークある
いはその逆とし、対比の明確な
ものとする。

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄関：地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプ（傾斜路）を設置する。

出入口：80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

ランプ：傾斜は1/12（勾配4.5°強）以下とする。

室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかに、ランプを設置する。

通路・廊下：130cm以上の幅とする。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

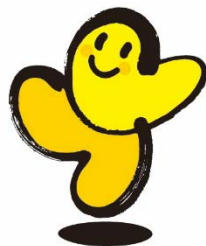
エレベーター：入口幅は80cm以上とする。

標示用標識の例 〔図 14-3〕



千葉県福祉のまちづくり・シンボルマーク

〔図 14-4〕



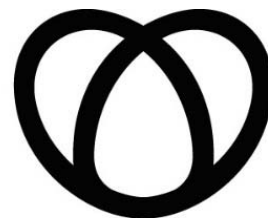
千葉県福祉のまちづくり条例

適合証

このシンボルマークは、条例第17条に定められている「適合証」に使用されるもので、高齢者や障害のある人等にとって、外出時に安心して利用できる施設として「適合証」の交付を受けた施設の出入口等に掲示されるものです。

バリアフリー法・シンボルマーク

〔図 14-5〕



このシンボルマークは、バリアフリー法に関連したテキストパンフレット等の他、バリアフリー法に基づく認定建築物の表示プレートとして使用されています。

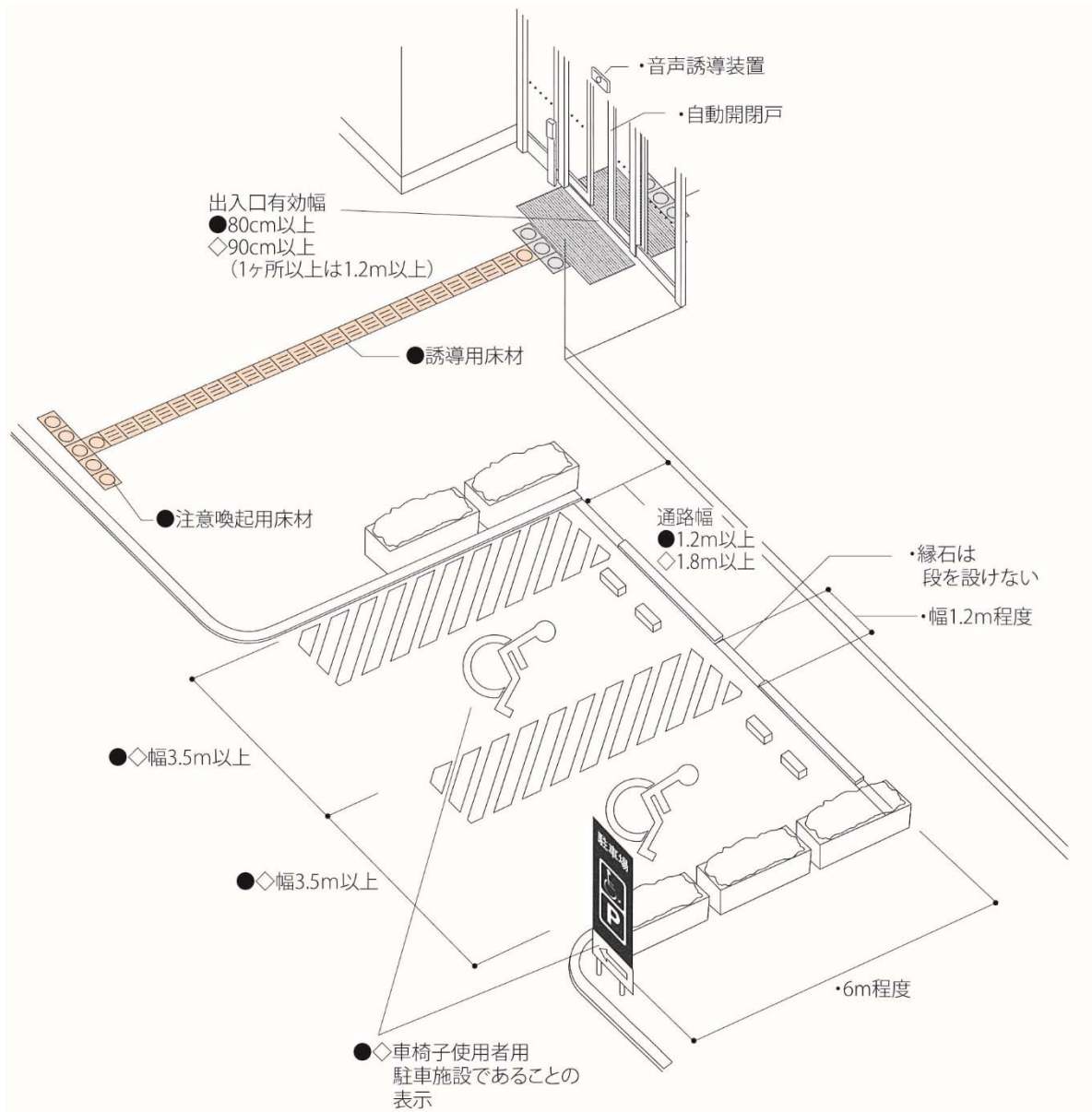
建築物

15 駐車場

基本的考え方 利用者の用に供する駐車場を設ける場合は、車椅子使用者が駐車できる区画を1以上設置する。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>(1) 利用者の用に供する駐車場（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）には車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること（学校、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員用の駐車場のみを設ける場合は適用しない。
<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 車椅子使用者用駐車施設へ通じる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は16「敷地内の通路」(1)から(4)までに定める通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車施設の位置については、できる限り車椅子使用者の負担を軽減するため、車椅子使用者が主に通行する経路に対して最短となる位置に設けることを定めている。
<p>イ 幅は、3.5m以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車区画の幅を3.5m以上としているのは、車椅子使用者が安全に自動車に乗降するために十分な乗降スペースを確保するためである。⇒図15-1
<p>ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示については、表面への表示、立て看板の設置、駐車場入口からの誘導のための標示等、見やすい方法で表示することを求めている。⇒図15-2 ● 運転者が車中から車椅子使用者用駐車施設を容易に視認できるように表示する。
<p>(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通じる1「出入口」に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る通路は、16「敷地内の通路」(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 16「敷地内の通路」(1)～(4)参照

駐車施設 [図 15-1]



● 条例による整備基準 ◇ バリアフリー法による整備基準 ・ 標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

建築物

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 歩車道の動線は、歩行者（車椅子使用者を含む）の安全に配慮し、可能な限り分離する。
- 車椅子使用者用駐車施設の数、建物の利用目的、使用頻度などを考慮して決定する。
- 複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上のスペースを並べて設けることが望ましい。⇒図 15-1
- リフト付きバン等の福祉車両の利用が想定される場合は、車椅子使用者用駐車施設の位置、後部のリフト或いはスロープの利用スペースの確保など区画の形状や面積に配慮する。

<設備・備品等>

- カーブ等の見通しの悪い箇所には、カーブミラー等を設置する。
- 車椅子使用者は、車の乗降に時間を要するので、雨天時に身体が濡れないように屋根を架けることが望ましい。
- 車椅子使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることが望ましく、車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。⇒図 15-1
- 車椅子使用者用駐車施設は、平坦とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

<表 示>

- 車椅子使用者用駐車施設に一般の自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。⇒図 15-1
- 一般用駐車スペースと区別するため、車椅子使用者用駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降用スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示することが望ましい。⇒図 15-1
- 「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは駐車した際に隠れてしまうことから、車椅子使用者等にわかりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装することが望ましい。
- 駐車場進入口には、車椅子使用者用駐車施設、便所、エレベーター、避難誘導ルート、非常口等を明記した案内標示を設置する。⇒図 15-2

駐車場の案内標識の例 〔図 15-2〕



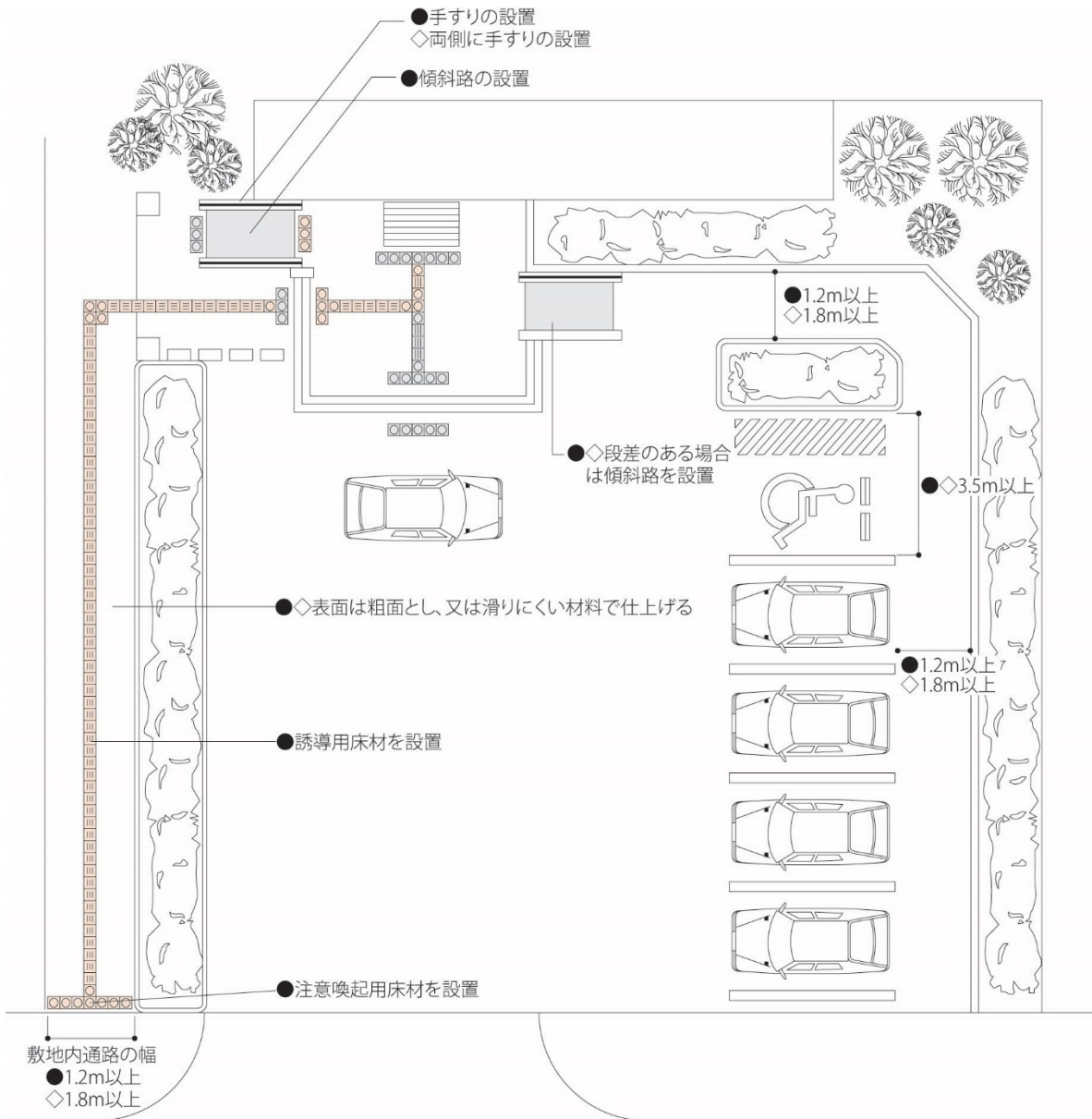
建築物

16 敷地内の通路

基本的考え方 建物の出入口から道等に通じる通路や屋外の車椅子利用者用駐車施設に至る通路は、車椅子利用者や視覚障害者が通行可能な構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	● 道等から車椅子利用者用駐車施設に至る通路については、当該公益的施設等を利用しようとする者が経由しない場合は、利用者の用に供しないため、対象とならない。
(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	● 濡れても滑りにくい材料を用い、平坦な仕上げとする。特に濡れるおそれのある部分は、床仕上げに配慮する。
(2) 段を設ける場合は、当該段は3「階段」(1)から(4)に定める構造とすること。	● 3「階段」(1)～(4)参照
(3) 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。	● 「車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造の溝蓋」とは、穴の大きさが円形の場合は直径2cm以下、格子型の場合は長さ10cm、幅1.5cm以下のピッチのものをいう。
(4) 直接地上へ通じる1「出入口」に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車椅子利用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。	
ア 幅員は、1.2m以上とすること。	● 通路の幅員1.2mとは有効幅1.2mのことであり、人が横向きになれば車椅子とすれ違うことのできる寸法、また、松葉杖使用者等が円滑に通過できる寸法でもある。
イ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及び踊場又は車椅子利用者用特殊構造昇降機を設けること。	● 一般的な水勾配（1/50以下）には傾斜路及びその踊り場の構造に関する整備基準を適用しないことができるが、利用者の通行に支障がある場合又は転倒や転落のおそれがあるなど安全上の配慮が必要である場合は、各状況に応じて整備基準を適用する。
(ア) 2「廊下等」(5)のアからオまでに定める構造とすること。	● 2「廊下等」(5)ア～オ参照
(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	
(5) 直接地上へ通じる各出入口から当該建築物の敷地の接する道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること（共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場の場合を除く。）。	● 建物出入口から道等に通じる通路について、視覚障害者用の誘導用床材や注意喚起用床材の敷設を求めている。 ● 建物出入口から車椅子利用者用駐車施設に至る通路については、当該通路を通行する視覚障害者に運転手等の視覚障害者以外の同行者が想定できることから、視覚障害者用の誘導用床材や注意喚起用床材の敷設は求めている。⇒図16-1
ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。	
イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	

敷地内の通路の整備例 〔図 16-1〕



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準

建築物

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 原則として、歩行者の動線と車路は分離する。⇒図 16-1

<寸 法>

- 傾斜路の下端から直接路上へ飛び出さないよう、1.5m以上の水平部分を設ける。⇒図 16-2

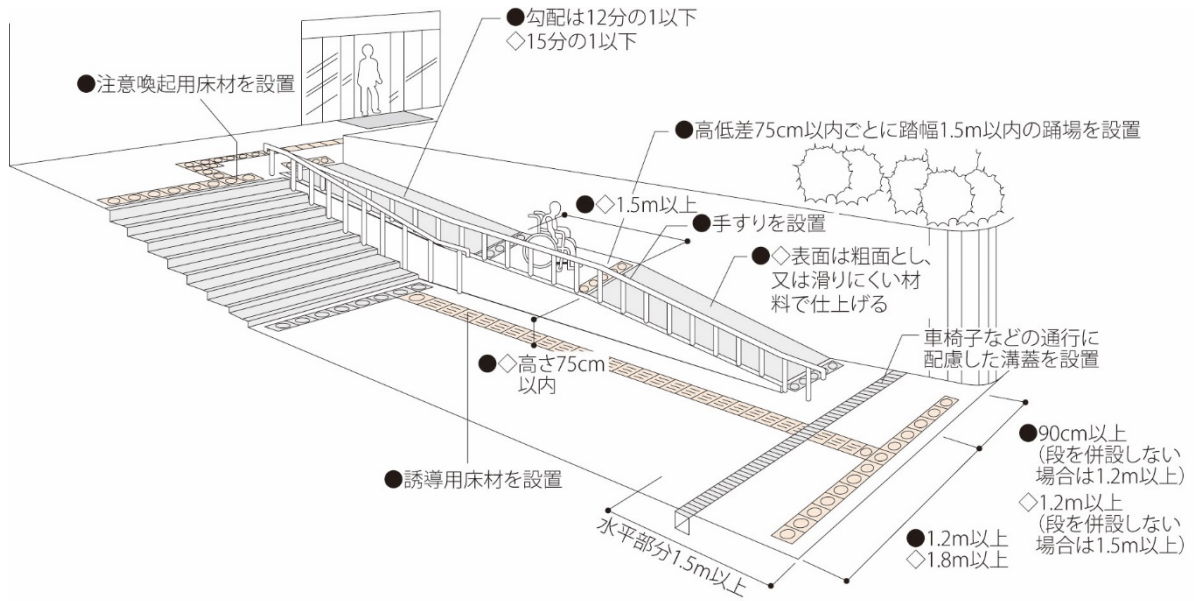
<設備・備品等>

- 外部の通路、特に階段や傾斜路については、傘をさせない人等に配慮し、屋根を架けることが望ましい。
- 傾斜路及び段の上端、下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。⇒図 16-2
- 夜間の視認性が高まるよう反射材等を付けることが望ましい。
- 夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等により、敷地内の通路を整備することが望ましい。
- 敷地が広い場合等は、遠くからでも傾斜路の位置がわかるように案内標示をすることが望ましい。

<仕 上>

- 通路面にはできるだけ排水溝を設けない。やむを得ず設ける場合、その溝蓋は、車椅子使用者や松葉杖使用者等の通行に支障が生じないものとする。⇒図 16-2

敷地内の通路（階段、傾斜路）の例 [図 16-2]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準